慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本の対ソ承認 (一九一七-一九二五) : 対ソ交渉過程の外交史的研究
Sub Title	
Author	池井, 優(Ikei, Masaru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.11 (1973. 11) ,p.1- 46
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19731115-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本の対ソ承認（一九一七―一九二五）

――対ソ交渉過程の外交史的研究――

池井優

はしがき

一九七二年九月二九日、日中国交回復は成つた。一九四九年一〇月の中華人民共和国成立以来、実に二三年目にして日本の中国承認が行われた。承認までに四半世紀を要したのは、戦後冷戦体制の中にあつて、日本が台北の中華民国政権を中国を代表する政権として承認したこと、その間にかけられたアメリカの圧力、北京政権が朝鮮戦争への参戦によつて国連から「侵略者」のレッテルをはられたこと、「政経分離」という便宜的手段によつて正式の国交がなくとも、経済貿易の交流は可能であつたこと、文化革命に象徴される中国国内の混乱、等々が原因であるが、七〇年代に入つてのマス・コミを中心とする「中国承認促進論」の動きはすさまじいものがあつた。日本政府も福田外相の「あひるの水かき」外交発言から、保利茂自民党幹事長が訪中する美濃部都知事に托した「保利書簡」に示されるように様々な動きを見せた。中国承認の過程については、いずれ機会を見て筆を執りたいと考えているが、日本外交史上に同様なケースを探すと、一九一七年のロシア革命

勃発から数えて八年目の一九二五年にいたつてはじめて承認した日本の対ソ承認がある。本稿は、ロシア革命以後、日本がいかなる経過をへてソヴェト政権を承認するにいたつたかを跡付け、中国承認の研究の一助としようとするものである。

日本の対ソ承認には、他の列国のそれとは異つて、[1]種々特殊な事情がからんでくる。第一は、日本が対ソ交渉の期間中、ロシア領内に駐兵していたことである。すなわち一九一八年シベリアに出兵を行つて以来、一九二〇年のアメリカの撤兵後も一九二二年一〇月までそのまま駐兵を継続して行つていたし、またシベリアから撤兵後もいわゆるニコライエフスク事件（尼港事件）の保障として北樺太を占領していたのである。相手国の領土内に駐兵させながら国交回復の交渉を行うことは、国交回復が先か、撤兵が先かが両国の争点となつて交渉を複雑化させる。第二は、日本が漁業を中心にロシア極東方面に直接の利害を有していたことである。欧米諸国の単なる貿易による利害関係と異つて、日本のそれは日ソ間の交渉がまとまらなければ先日まで採つていた漁場を失う問題であつた。したがつて漁業者を中心に資本の政府に対するつき上げには激しいものがあつた。

右の二点に加え、「労農露国」出現と共産主義の脅威は、大正デモクラシー華やかであつた当時の日本の支配層にどう反映したか、原、高橋、加藤（友三郎）、山本、清浦、加藤（高明）と歴代内閣にあつて政府および外務省の方針はどう変化したのか。各時点において国交回復＝対ソ承認の実際の推進役を果したのは誰であり、それはいかなる動機に基づくものなのか、も捉える必要があろう。

以上の諸点に注目しながら考察を進めて行くものである。便宜上全体を三期に区分し、第一期においては、ボルシェヴィキ政権がロシア全土を支配する単一政権となる以前、すなわち革命の混乱から抜け切れず各地に反革命軍が蜂起し、日本もこれを援助して親日政権の樹立を目指したり、ソヴェト側も緩衝国極東共和国をもつて対日交渉の直接の相手とした時期を扱う。この時期においては、対ソ承認問題は緩衝国の承認を考慮するにとどまらざるを得なかつたのか、対ソ承認は何故考

えられるにいたらなかつたかが考察の対象となる。第二期は、極東共和国がモスクワ政府に合併されて単一政権となつてから、日本側は東京市長後藤新平が独自の見解に基づいてソヴェト政府代表ヨッフェを個人の資格で招待し、日ソ交渉が非公式人物のレベルで非公式の段階で行われている時期で、ここでは当然後藤構想を中心に外務省の対ソ見解との相違が追求される。この時期には、漁業問題、ニコライエフスク事件と対ソ承認の関係、通商協定を締結して事実上の承認を行い、法律的承認は後日にするといういわゆる政経分離の立場が出て来たことも特徴的である。第三期は、私的交渉が川上ポーランド公使とヨッフェという公式人物による非公式会談となり、さらに政府レベルでの北京における芳沢、カラハンの間の正式交渉に発展し、遂に国交樹立、日本のソヴェト正式承認となる時期である。問題は、日本が対ソ承認をいかなる条件の下で行うか、いい換えれば従来からの懸案事項を双方がいかなる点で妥協したかにかかつてくる。その間外務省と出先芳沢公使の判断の相違はどうであつたのか、陸海軍は政府にいかなる圧力をかけたのか、国交回復をもたらした原因は何か、等が追求の対象となる。

(1) アメリカのソ連承認については Robert Paul Browder, The Origin of Soviet-American Diplomacy (Princeton, 1953), Frederick Lewis Schuman, American Policy Toward Russian Since 1917 (New York, 1928), ヨーロッパ諸国については George F. Kenman, Russia and the West under Lenin and Stalin (Boston, Tronto, 1960), Louis Fischer, The Soviet in World Affairs: A History of Relations Between the Soviet Union and the Rest of the World, 2 vols (Prieeton, 1951)

第一章

一九一七年、一一月七日、レーニンがケレンスキーの仮政府を顛覆させたことにより、ソヴェト政府が成立した。ソヴェト政府は各国との間に正常な政治経済関係の樹立を目指し、早くも同年一二月、外務人民委員部は日露間のすべての条約関係を再検討する問題について、上田仙太郎領事を通じて、内田駐露大使に半公式交渉をはじめ、新通商経済協定と極東およ

び太平洋地域の事態に関する協約の締結を提案してきた。これはソヴェトが日本に対してなした最初の交渉であつた。内田大使はこれらの提案を受けとり、これを本国政府に伝達することを約したが、日本政府は回答を与えなかつた。(1) 翌一九一八年四月五日にも外務人民委員部は再び上田領事を通じて条約関係の再検討と新通商経済協定の締結に関する提案を行つたが、日本側はまたもこれを黙殺した。(2) 当時日本政府は情報の混乱もあり、革命の波がシベリアと満州に押し寄せることを知つて社会主義を標榜するソヴェト政府と新条約を締結する意図など全くなかつたのであつた。日本の支配層内部は帝政ロシアの没落による「好機（チャンス）」を大陸への勢力伸長に利用することに異論はなかつたものの、軍事力によつて一気に北満・シベリアに日本の勢力圏を樹立しようとする一派と、経済力を媒介に漸進的に大陸への勢力進出を企画する一派とがあり具体策を決しかねていたのであつた。日本は対ソ回答を発しないとともに、一九一七年一二月のイギリス、翌年二月初旬のフランスのシベリア軍事干渉の呼びかけを拒否したのはこのような理由によるものであつた。(3) 本野外相が自己の出兵の希望にもかかわらず、決定を留保し、慎重な態度をとつていたのは反対派の抵抗とアメリカの反対が意志表示されていたからである。

本野外相をはじめとする日本の出兵論者は外交調査会の席上において、原敬、牧野伸顕等の慎重論を説得し、かつアメリカの反応を見守つていた。二月下旬にいたり、ランシング国務長官ははじめて日本のシベリア出兵を承認する態度を明確にする。アメリカは日本のシベリア出兵を慫慂する連合国の共同提案には加わらない、ただしそれに反対する意図を持たないことがはっきりしたとき、日本は連合国と共同して協調出兵を決定した。(4) そして陸軍が北満派兵の基礎工作を進捗させて行つたのに対抗し、海軍は沿海州の海軍根拠地ウラジオストックへの派兵を実行に移し、四月六日陸戦隊上陸を行つた。これに対しソヴェト政権は日本に強硬な抗議を行うとともに国内に向つては「日本の侵入に対する反撃と国内における日本の手先や助力者との容赦ない闘争は、ソヴェト共和国にとつて、全ロシアの勤労大衆にとつて生死にかかわる重大問題である」と強く呼びかけたのであつた。(5)

日本は局地的出兵方式をとるとともに反革命軍に対する援助政策を行つた。反革命軍の頭目の一人セミョーノフ、次いでホルヴァート、デルベルと援助の手を差しのべるが、それらは全て失敗に帰してしまつた。

なおソヴェト政府は一九一八年二月、ドイツと講和条約を締結したが、その交渉直前、ドイツのペトログラード占領を危惧した在露列国使臣は安全な地域へ避難することになり、内田大使は一まずウォログダに到着し、丸毛直利参事官を残して二月二八日帰国の途についた。[6] しかし内田大使の帰国は日本の在露大使館の閉鎖を意味するものではなかつた。単なる帰朝命令による帰国としてロシアとの関係は継続していたのである。そこでソヴェト政府は日本に対しウラジオストック派兵を抗議する一方、五月には丸毛ウォログダ駐在日本臨時代理大使を通じて広範な日ソ通商経済協定の締結を呼びかけた。[7] この呼びかけに対しても日本は回答を発しなかつた。しかしソヴェト政府も外交団の引揚げが直ちに連合国との関係断絶を意味するものではないとの態度をとり、将来連合国との関係はモスクワ駐在連合国代表者を通じて継続することにしたのである。[8]

かくする内、日本は八月二日シベリア出兵を宣言し、日米間にシベリアにおける共同動作についての了解が成立した。ソヴェト政府は連合軍軍隊の行動に強い抗議を行い、モスクワ駐在連合国領事の職務は事実上不可能になつたので、日本の熊崎総領事は他の連合国領事とともにモスクワより本国に引揚げることになり、八月七日出発し、ここにソヴェト政府との関係は事実上断絶するにいたつた。[9]

ここで、当時の日露間の条約関係について若干触れておこう。ソヴェト政府が帝政ロシア政府が締結した列国との秘密条約と外国債を廃棄し、ブレスト・リトウスク条約によりドイツと単独に講和を締結したことは、連合国の単独不講和協定に違反し、その他の各種条約取極め等の条項に違背することであつた。列国はこれを国際法規と条約違反として厳重に抗議する一方、秘密条約といえどもソヴェト側の一方的意思のみで廃棄することはできないという見解をとつた。[10] しかし前述のよ

うに列国とロシアは事実上国交を断絶したので、すべての条約、取極め等がその効力を停止した姿となつたと解するのが当時至当とされたのであつた。[11]

この間にロシア領内の革命、反革命勢力の間には消長があつた。一時はコルチャックを中心としてシベリアに成立したオムスク政権を過激派に対抗する勢力と認め、日本が英米仏伊に呼びかけケレンスキー政府顧覆以前ロシアが負担した国際義務、債務全ての継承と外国臣民の利益擁護に関する保障を条件に承認しようとする動きも見られた（一九一九・五）[12]。パリ平和会議において五大国首相会議はコルチャックが自由思想を以つて民主的政府を確立することを疑い、オムスク軍がウラル戦線で不振であること、ソヴェト政府の実力侮り難いことを理由に直ちに承認問題を論ずるにいたらなかつた。[13]五大国はオムスク政府が五大国の政策とその目的を一にするとの保障を得る場合には同政府に対し軍需品その他の必要品を供給し、全露政府として確立するよう議決し、コルチャック宛援助条件として地方自治の確立、国際連盟加入、負債の承認等を通告し、コルチャックがその殆どを容認するとの回答に五大国は援助を与えることを通告したに留つた。しかしオムスク政権承認の問題が考えられると、英、仏、米三国はあるいは専門委員を、あるいは駐露大使をオムスクに派遣出張させて準備したのであつた。そこで日本も一九一九年五月加藤恒忠を臨時特命全権大使としてオムスクに駐在させることに内定し、九月日本を出発させた程であつた。しかしオムスク政権の将来性については極めて疑わしいと列国が注視するうち、[14]ボルシェヴィキ派の増大によつて同政権は圧迫され、一一月にはオムスクを撤退し、翌一九二〇年一月コルチャックが射殺されて、同政府は完全に没落するにいたつた。

すなわち一〇月革命の勃発からコルチャック政権の没落にいたる期間は、日本には社会主義政権打倒、反革命政権の樹立の念のみで、ソヴェト政権と交渉しようとする気運など全く見られなかつたのである。

一九二〇年一月、アメリカが突然一方的に撤兵を断行したことによつてシベリアは新局面を迎えた。オムスク政権の没落

によつて親日的緩衝国家樹立の構想は破れ、アメリカの撤兵により、日本は共同出兵の名目を失つて自衛出兵に切り替えるにいたつた。このような状況にソヴェト政権は四月一七日に極東代表ビレンスキーを通じてウラジオストックの日本軍司令官あてに講和条件を提示してきた。(1)ソヴェト政府は対日侵略の意図を持たない、(2)日本の内政不干渉、(3)極東における日本の経済上商業上の特別利益の承認、(4)旧通商条約の改正承認、新条約の締結、(5)債務廃棄問題の解決、(6)講和会議、通商関係設定に関する意見交換、(7)日本軍撤兵の早急実現の必要、がその提案の内容であつた。[15] さらに五月一日、松平恒雄派遣軍政務部長にあて、(1)商議進捗のため日本軍の撤退、(2)ソヴェト政府は太平洋に艦隊を維持せず、(3)軍隊を制限し、要塞の武装は解除する、等の条件を追加し、[16] ソ連側は具体的に商議地を指定して要請して来たが、日本側はこれを無視した。日本は駐兵の継続のため「鮮満接壌地方へのボルシェヴィズムの脅威を阻止」することを目的として掲げ、[17] 歩み寄りを見せる意志はなかつたのである。ちようどその頃発生したニコライエフスクにおけるパルチザンの日本居留民虐殺事件（いわゆる尼港事件）も日本の対ソ接近に大きく水をさすことになつた。ニコライエフスクには日本の守備隊一大隊が駐屯し約四、〇〇〇のパルチザンに包囲された。日本軍は冬の結氷期で援軍が得られないため遂に降伏し、二月二八日ニコライエフスクはパルチザンによつて占領された。降伏後幸い武装解除を免れた日本軍は、三月一一日パルチザン司令部への突撃を行つた。しかし攻撃は失敗に終り在留日本人はすべて戦死あるいは投獄された。日本は融氷をまつて六月になつて援軍を送つたが、六月三日援軍がニコライエフスクに到着すると、パルチザンは全市を炎上させるとともに獄中の日本人全てを殺害して逃亡したのであつた。この尼港事件は日本においてはマス・コミにのつて喧伝され、この反ソキャンペーンによつて世論は対ソ干渉反対から対ソ強硬策へ転化したのであつた。[18] また尼港事件によつて北樺太を保障占領したことも以後の日ソ交渉の進捗に大きな障害となつて来る。[19]

日本は沿海州に今一度親日勢力の樹立を目指して四月上旬に沿海州の革命勢力を日本軍の手によつて武装解除し、沿海州

臨時政府[20]と交渉して同地方を日本軍の管理下に置くべく軍事協定を締結した。日本の意図はバイカル湖を境界とする中立地帯の設定、ボルシェヴィキのバイカル以東への進出阻止にあつたが、ウラジオストック臨時政権の主導権はボルシェヴィキに移り、日本の目算ははずれるにいたつた。

一方チタに非共産主義を声明する極東共和国が起り、一九二〇年五月一四日ソヴェト政府はこれを承認した。極東共和国は日本のシベリア撤兵を促進させるためボルシェヴィキの指導によつて樹立された緩衝国家であつたが、ソヴェト政府からの独立と立憲共和政体を標榜していた。日本は極東共和国を表面上「過激派」でないのを幸いこれに便乗するが、将来過激派系統でない政権により統一されるまで日本軍隊は撤退させまいと考えた[21]。

一九二〇年一二月極東共和国は対日交渉を呼びかけた。当時原敬首相は、山県有朋の英米の態度も変化したから日本もウラジオストック方面から撤兵してはとの意見に対し、「列強の対露問題は変化極りなく、あるいは遂に過激派政府を認めるに至らんも知らざれば、其辺は大いに考うべき事なるも、ウラジオ駐兵彼国の安定までとして駐兵したる事なれば、過激派政府を認むる場合には無論撤兵を要するも、今日に於ては果して当を得たるものなるや、篤と講究すべき問題」（一二月八日）と答えたのであつた[22]。

成行を見守つた後、原内閣は一九二一年五月一三日の閣議で次のような交渉要件を決定する。(1)極東共和国が有産民主制をとること、(2)朝鮮と日本内地において共産主義の宣伝をしないこと、(3)日本の既得権を尊重すること、(4)要塞を撤去し日本を脅威するような軍事施設を禁止すること、(5)ウラジオストックを純商港化すること、(6)極東共和国が協定に違反したときは、日本は自衛の措置をとること、(7)黒竜江、松花江の航行権を開放し、そのことを中国にもみとめさせること、(8)極東共和国がソヴェト政府に譲渡したカムチャッカその他の領土を復旧させること、などであつた[23]。極東共和国との交渉に当つて原内閣が、同国を日ソ間の緩衝国とし、さらに将来ソヴェト政権を抹殺するための拠点としようと考えたのに対し、ソヴ

エト政府側は、極東共和国と協議した事項をやがてモスクワ政府にまで拡大する意図を秘めて居り、両者の考え方には根本的に大きな差があつた。よつて日本が極東共和国が前項諸事項を承諾した場合にはモスクワ政府に交渉してその諒解を求め、本協定の実施を妨害せしめざるよう必要の措置を執ることを考えたのであつたが、極東共和国はモスクワ政府の意に反するような協定は締結するはずはなかつたのである。

極東共和国との交渉を決定したのと時を同じくして、ウラジオストックにおいては、反革命軍が日本軍の保護の下にウラジオストック臨時政権を打倒し、新たにメルクーロフが政権を樹立した（一九二一・五・二三）。すなわち日本は一方にウラジオの反革命政権を支持し、一方にチタの極東共和国と交渉することになつたのである。しかし日本としては一度日本軍が撤退すればメルクーロフの政権は直ちに倒壊する程の実力しか備えていないことを認識しており、極東共和国との交渉を重視して、メルクーロフ一派にチタ側との妥協を勧告し交渉の妨害にならないよう努めようとしたのであつた。[24] 日本は既に同年一月対ソ通商を私人には認めることを決定し、[25] かなり柔軟な態度を打ち出しはじめていることは注目に値する。但しこの時点においてはシベリアからの撤兵は自衛上絶対に不可能であることも閣議で確認されていた。

このようにして極東共和国との交渉が開始されるが、交渉に当つて陸軍と外務省に考え方の差があつたので述べておきたい。陸軍はメルクーロフ政権の抬頭、日本の北樺太占領（一九二〇年三月の所謂尼港事件に対する保障占領）などを背景とし、妥協調和でなく強硬態度を貫けと主張し、派遣軍は極東共和国との単独交渉はメルクーロフ政権を無視することになるから反対であり同時に両者と交渉を開始し、両者の合体を斡旋し、それが不成立の場合には両者個々と協定して撤兵すべしと主張した。一方外務省側は極東共和国を敵視するのは誤りである、ついには無条件撤兵のやむなきにいたる、と派遣軍のメルクーロフ援助の動きを押え、極東共和国との単独交渉に踏み切つたのであつた。特に外務省は欧米局を中心に通商問題を交渉の中心課題と考えていた。[26] すでに英ソ通商協定（一九二一・三・一六）、独ソ貿易協定（一九二一・五・六）の締結をはじめ

としイタリー、ベルギー、スウェーデン、ノルウェー等も商議を開始しもしくは近く開始する状況にあり、ソヴェト政府が新経済政策（NEP）の推進を決定したこの際、対ソ通商に遅れをとつても、シベリア利権確保のため、極東共和国に有産民主制の確立、シベリアの開放等を条件として呼びかけようとするものであつた。その他の交渉開始の理由として、中国の態度が等しく積極的となり、東支鉄道、松黒両江の放棄についてソヴェト政府を圧迫して回収を図つているので、この間にあつて日本が中国の進出を押えるにはソ連の事実上の権力と相提携する必要が感じられたこともあつた。(27)

かくてハルピンにおける予備交渉を経て、正式会議が一九二一年八月二六日から大連で開かれた。日本側松島ウラジオ派遣軍政務部長、極東共和国側チタ政府外務大臣ユーリンとの間に交渉が行われたが、日本側は五月の閣議決定よりさらに強硬な一七ヵ条の要求を提示した。日本代表が軍司令部から派遣された軍の利益代表であり、軍事問題すなわち撤兵のための交渉が主となつたことにも問題があつたし、日本が本交渉の範囲外と考えていた北樺太からの撤兵を極東共和国側が同時に解決を要求したことも、解決を困難とする原因となつた。(28)日本は、幣原駐米大使を通じて日本の要求は排他的な権益確保を要求するものではないという秘密の覚書をアメリカ国務省宛提出したが、アメリカは日本が極東共和国を独立国家として認めていない点を指摘した。(29)これに呼応するかのように極東共和国の遣米使節は日本がシベリアを植民地化しようとしていると訴えた。(30)交渉の進行中、ワシントン会議においてシベリア問題もとりあげられ、(31)またソヴェト政府代表を含む全欧州国の経済会議がゼノアで開催されることもあつて、日本は、列国の介入と、極東共和国の態度がそれを背景に強くなることを恐れ、基本協定の締結を望んだが、(32)一九二二年四月一六日、遂に決裂するに至つた。

決裂の原因は種々あげられるが、ソヴェト政府正式承認の可能性が次第に増大して来たことも一因であつた。すなわち元来極東共和国はソヴェト政府が日本と接近するため設置したものであつて、その政府にも共産党の勢力が加わり一九二一年末には両政府は形体は異るが同一支配下にあるのと同様であつた。そして一九二二年四月一日開催のゼノア会議において、

ソヴェト政府は列国の公式承認を得ることに努力し、その希望が実現されるかも知れない状況にあつた。[33] そしてもしそれが実現すれば、列国が極東共和国を承認するかは疑問であり、その場合ソヴェト政府が極東共和国の独立を取消すのが都合がよく、従つて極東共和国が日本と協定して独立の形式を確立するのはソヴェト政府側に不利と見て、ゼノア会議の成果を見るまではその対日交渉に圧力をかけたのであつた。内田外相が決裂の原因として駐日アメリカ大使に語つたのも、この点であつた。[34]

ここでゼノア会議以前に若干遡つて、列国の対ソ承認をめぐる国際会議について触れておこう。連合国側においては一九二〇年一月中旬五国会議においてイギリス首相よりソヴェト政府を承認しないで対露通商を再開することが提議され、その後イギリスが中心となつてこの問題を討議して来たが、一月初旬前提条件附で通商商議を行い、英露通商協約案をソヴェト政府に提示したいと、日本の意向を問合わせてきた。日本政府は対ソ通商問題は結局ソヴェト政府承認の前提ともなるので主要連合国の協調によることが適当であるが、イギリス政府が特に急を要する事情があるなら日本は英露の通商協定締結に異議はない。しかし日本が当事者としてこれに加入することは、日本のシベリアに対する特殊関係、特に緩衝国問題、尼港事件等複雑な事情があるので近日中に決定にはいたらないであろう、英露通商協定がアジアにおける日本の特殊の地位利益に何等影響を与えないものであるよう、回答したのであつた。[35] 次に一九二二年一月六日からカンヌで開催された列国会議はイギリスのロイド・ジョージの主張によりソヴェト政府承認の前提として、(1)内政不干渉の原則尊重、(2)私有財産制の尊重、(3)債務の承認、(4)損害の賠償、(5)宣伝禁止等を条件とし決議案を作成した。これに対し日本代表は日本政府は承認の前提条件を目下考慮中であるから本条項を直ちに無条件で承認することは困難であると述べ、アド・レフェレンダムに同意したのであつた。[36] ゼノア会議においてソ連が種々の努力を試みたにもかかわらず列国の承認を得るにいたらなかつたことは前述した通りである。

大連会議において日本が極東共和国を相手として交渉したことは、メルクーロフ政権に打撃を与える結果となつた。両者の合意を得ようとした日本の試みは一九二一年末から沿海州で赤白両軍の紛争が再燃したことによつて目算がはずれ、二二年四月大連会議決裂の頃には、メルクーロフの軍隊は極東共和国革命軍のため撃滅されるにいたつた。日本はゼノア会議の成行により列国から撤兵を強要する提議が出されることを恐れはじめたとともに、ワシントン会議の進行状況を見て対ソ強硬策の固執を無益と考え、六月二二日沿海州からの撤兵を決定した。同時に大連会議の不一致点について極東共和国との交渉を再開すること、その際ソヴェト政府全権の出席も認めることを決定した。[37] 一方ソ連側も在北京ダリタ通信員アントノフを介して日本、極東共和国、モスクワ三政府間で会議を開催したいと申し出て、九月四日長春会議が開始された。日本は松平欧米局長を代表とし、極東共和国はヤンソン、モスクワ政府はヨッフェを代表として送つた。問題となつたのはヨッフェの資格であつた。日本側は今回の会議は日本と極東共和国の会議であつて、漁業権、航行権、尼港事件等極東共和国政府の一存では解決し得ない問題に関する限りモスクワ政府との諒解を必要とする建前であり、従つて範囲を極東問題に限ること、大連協定案を基礎とすることの見解を示した。これに対しヨッフェはヤンソンを終始リードし、商議を全露の立場から行おうとし、日本のソヴェト政府承認を含む広汎な全露協定の締結と交渉の範囲を極東問題に限定しないことを強く主張した。当然そこには大連会議討議の基礎協約案を討議の基礎にすることに反対の態度が示されたのである。[38] このようにしてソヴェト政府が正面に出て来たことによつて、日本が危懼した交渉相手は極東共和国よりむしろモスクワ政府という印象が明白となつたのであつた。

さて前回の大連会議は陸軍が主導権を握つていたのに対し、今回の長春会議においては外務省が交渉の主役をつとめることになつた。世界大戦後二重外交の弊をいましめる外務省の努力[39]がようやく実つたものであつた。但し今回の交渉には海軍が熱意を示し、陸軍に比較して宥和的政策を示唆していることが注目されるが、海軍の政策は北樺太の石油利権獲得への期

待につながつていたのである。海軍はさきにアメリカのシンクレア石油会社が北樺太において契約を締結したことを重視し、これを米海軍の日本に対する平時戦略の一環と考え不問に付することは出来ないとの態度を示したのであつた。(40)

長春会議の開催に当り、日本の世論は、実業家を中心とするグループはソヴェトとの通商開始を要求し、無産者階級は対露非干渉同盟などを結成して国交の回復を要求したのであつた。

労働者階級はかねてからシベリア出兵に反対していたが、一九二二年のメーデーは八時間労働の即時実施、生存権の確立とともに労農ロシアの承認を決議として採択した。メーデー当日イギリスの各労働組合からの勧告書「日本のシベリアからの早期撤兵は世論でありイギリス労働者は日本の労働者が政府に撤兵を断行することをすすめるべく勧告する、すみやかに撤兵を断行しなければ、万国の労働者は日本品をボイコットするであろう」に接した日本労働総同盟は五月二九日シベリア撤兵断行、対露通商開始の要求をたずさえ首相官邸、陸軍省、外務省を訪れ陳情を行つた。六月には建設社同盟、新人会、早大文化会その他の思想労働団体の連合創立で対露非干渉同志会が東京に結成され、麻生久、赤松克麿、坂口義治が中心となつて演説会やビラ宣伝などを行う方針を決定した。九月には関西の労働団体である日本労働総同盟関西労働同盟会、向上会、交通労働組合その他は、東京の対露非干渉同志会の呼びかけに応え、対露非干渉関西同盟会を結成し、駐露日本軍の即時撤退、労農ロシアの飢饉に対する救済品の贈与をスローガンとして掲げた。同会はそのスローガンに沿つて九月二五日大阪で、二六日には神戸、二七日には尼ヵ崎でそれぞれ対露非干渉演説会を開催したことが記録に残つている。(41)

さて、長春会議の交渉において日本はまず極東共和国との間に基本協定を結び、その後にモスクワ政府と通商協定に関する交渉を進めようとした。(42) しかしヤンソン、ヨッフェは極東共和国、モスクワ両政府双方の利益となる示談のみが交渉を解決するという態度を取り、「尼港事件」は自国に責任なしとしてまず北樺太からの撤兵期日の明示を要求した。松平代表は日本の撤兵後に極東共和国が早晩自滅あるいはソヴェト政府に併合されることが考えられ、また緩衝国維持につとめること

は内政不干渉声明に反することがあるから大連会議案を絶対化せず、それと同様の内容でしかも対ソ承認問題など提起しないことを確認の上、協定をロシア全般に適用させる方が得策であるとの意見を外務省宛に具申した。[43] 前述したような民間世論と出先機関の柔軟な意見にもかかわらず、日本政府は大連会議案を基礎とし、基本協定を発動させ、続いて対ソ通商暫行協定に関する交渉を開始する、基本協定はモスクワ政府代表も参加して締結されるものであるから極東共和国の併合後も効力に影響なしとの方針を決定して従来の主張を変えなかった。[44]

相互の主張見解がこのように喰い違う以上、長春会議の行き詰りは当然のことであつて、九月二五日交渉は決裂するにいたつた。

長春会議の不調の原因は他にもあつた。ソヴェト側は会議中絶えず長春に派遣された日本人新聞記者、通信員等と接近し、情報の蒐集を行つた。同時にダリタ通信、日本の諸新聞を通じ日本の対ソ世論を注視していた。[45] そして日本の世論が政府の政策に反対し、むしろソヴェト側に同情を寄せていることを知り、たとえこの会議が決裂に終つても将来日本政府は日本の世論ことにソヴェトとの通商関係の復旧を希望する日本実業家の世論に動かされ、むしろ現在より有利な条件で交渉を再開できると判断したこと、また正式承認はこの際到底望み得ないことが明らかになつたこと、撤兵問題は日本が声明通り行う見込みがつき最早日本駐屯軍の脅威を受ける恐れがなくなつたこと等から妥協の上に協約を締結するより、他日にこれを延期した方が有利であるとソヴェト側が考えたことも会議不調の他の理由であつた。

このようにして両国の考え方の相違は長春会議をして決裂に導いたのであつたが、当時外務省の承認問題に対する考え方は、今日外務省文書「尼港事件ノ解決ニ関シ決定ヲ要スル諸問題」「長春会議」として残つている。やや長文であるが次にこれを全文再録しておく。

「極東共和国ノ承認　従来、露国ヨリ分離シタル辺境諸邦ノ承認ニ当リテハ、必ズシモ列国共同ノ措置ニ出デズ、要スルニ共同承認ノ約束乃至了解存在セザルヲ以テ、帝国ガ極東共和国ニ対シ単独ニ正式承認ヲ与フルハ理論上差支ヘナシトイエドモ、チタ政府〔極東共和国のこと〕ノ基礎未ダ充分強固ナリト認メ難ク、カツ或ハ他日労農政府ニ併合セラルルニ至ルヤモ計ラレザルヲ以テ、コノ際帝国単独ニ正式承認ヲウルコトハ大イニ考慮ヲ要ス。モシ承認ヲ与フルモノトセバソノ時機ハ同政府ト通商協約ヲ締結シテソノ誠意実力ヲ認メタル上、コレト尼港事件ノ解決ヲナシタル後トスベク、ナホ、コノ場合ニハ列国ヲ誘ヒ同ジク承認ノ措置ニ出デシムヲ得策トス。モツトモ我ガ方トシテハ正式承認問題ニ触ルルコトナクシテ尼港事件解決ノ効力ヲ第三国及ビ露国側ニ対シ主張シ得バ好都合ナリ」

「労農露国ノ承認　従来ノ関係ニ顧ミ列国ノ協調ニ依ルヲ妥当トス。

(1) ロンドン首相会議（一九二〇年二月二三日）ニ於テ露国承認問題ニ関シ左ノ決定ヲ見タリ。連合国ハ過去ノ経験ニカンガミ過激派ノ脅威終了シ、モスクワ政府ガソノ施政万針並ビニ外交処理ノ点ニ関シ一切ノ文明諸国ト歩調ヲ一ニセンコトヲ欲スルモノナリトノ確信ヲ得ルニ至ルマデハ労農政府ト外交関係ヲ開始スルヲ得ズ。

(2) 英露通商協約締結ノ際、最高経済会議・英国常設委員ノ問合セニ対シ一九二〇年一二月六日、在英帝国代理大使ヨリ左ノ趣旨ヲ説明セリ。対露通商問題ハ結局労農政府承認ノ前提トモナルベキニヨリ主要連合国ノ協調ニマツヲ適当ト認ムルモ、英国政府ニ於テ特ニ急ヲ要スル事情アラバ帝国政府ハコノ際英露通商協約締結ニ対シ異議ナシ云々。

(3) 一九二二年一月六日、カンヌ会議ニ於テ露国ガ一定ノ約束（各国経済及ビ政治制度ノ自由、外国人ノ財産及ビ権利ノ尊重、債務ノ承認及ビ外国人ノ損害賠償、司法制度ノ確立、適当ナル財政及ビ貨幣制度ノ設定、侵略及ビ宣伝ノ禁止）ヲ受諾スルニアラザレバ、コレニ対シ正式承認ヲ与フルコト能ハザルヲ決議セリ。

(4) ソノ後ゼノア・ヘーグ両会議失敗ノ結果、各国ハ債権私有財産及ビ資金融通問題ニ関シ労農露国ト単独交渉ヲ行ナフヲ妨ゲザルコトトナリ、従ツテ正式承認ノ問題ニ付キテモ、カンヌ会議ノ決議ハ変更セラレタルモノト解スベキヲ以テ、純理論トシテハ帝国独リ労農政府ヲ承認スルモ差支ヘナキガ如キモ従来ノ関係上列国協調ノ精神ハコレヲ尊重スルヲ要ス。

(5) 解決ノ効力　相手方政府ヲ正式ニ承認スル場合ニハ、列国トノ関係ハ別トシ少ナクトモ相手方ノ関スル限リ、法理上解決ノ効力確定スルモ、相手方ニ対シ単ニ事実上ノ承認ヲ与フル場合ニハ解決ノ効力ハ同政府正式承認ノ時ニ至リ、始メテ確定スベキヲ以テソノ間不安定ノ状態ニアルヲ免レズ。従ツテ露国側ニ対スル買収費ノ交付ニ付キテハ分割支払ヒノ方法ヲトルヲ得策トス。ナホ本件解決ハ露国ニ於ケル事実上ノ政府トノ間ニ行ナヒタルモノニシテ、カツ右ハ露国ノ現状ニ照シヤムヲ得ザル措置ニ外ナラザルヲ理由トシテ、列

国及ビ露国側ニ対シ将来ニ向ツテ解決ノ効力ヲ確保スルニツトムベキコト勿論ナリ。

(6) 尼港事件ノ責任問題　尼港事件ノ責任ガ、チタ政府並ビニ労農政府側ニアルコトハ前述ノ通リナルモ、本件交渉ニ際シ露国側ニ対シ厳格ニソノ責任ヲ問フトキハ先方ハソノ責任ヲ否認シ却ツテ、シベリアニ於ケル日本軍ノ行動ニヨリ蒙リタル損害ニ対シ対抗要求ヲ提出シ、議論容易ニ決セザルベキハ露国側従来ノ態度ニ徴シ殆ンド疑ヒナキヲ以テ、先方ノ責任問題ニ関シテハ深ク論争スルコトナク、主トシテ相互利益ノ大局上ヨリ立論スルヲ可トス」

（1）エリ・エヌ・クタコフ著、ソビエト外交研究会訳『日ソ外交関係史』第一巻（昭和四〇年、刀江書院）二〇頁。
（2）同右書二一頁。
（3）細谷千博『シベリア出兵の史的研究』（昭和三〇年、有斐閣）五三―五四頁。
（4）同右書八四頁。
（5）前掲クタコフ二一―二二頁。
（6）外務省欧亜局第一課（田中文一郎執筆）『日ソ交渉史』（昭和一七年）一〇頁。
（7）前掲クタコフ二二頁。
（8）、（9）前掲『日ソ交渉史』一一頁。
（10）George F. Kennan, Russia and the West under Lenin and Stalin (Boston Tronto, 1961), p.41.
（11）、（12）前掲『日ソ交渉史』一二頁。
（13）細谷千博「ヴェルサイユ平和会議とロシア問題」（『一橋大学法学研究』二号　昭和三四年所収。）
（14）細谷千博「日本とコルチャク政権承認問題―原敬内閣におけるシベリア出兵政策の再形成」（『一橋大学法学研究』三号　昭和三六年所収）、前掲『日ソ交渉史』二五頁。
（15）、（16）信夫清三郎編『日本の外交』（毎日ライブラリー）（昭和三六年　毎日新聞社）一五一頁。
（17）日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』第一巻（昭和三八年　朝日新聞社）二〇六頁。
（18）前掲信夫『日本の外交』一四四頁。
（19）北樺太をめぐる日ソ間の交渉は植田捷雄「シベリア出兵と北樺太問題」（『国際法外交雑誌』六〇巻四・五・六合併号所収に詳しい。）
（20）一九二〇年二月二日ウラジオストックにメドウェデフを首長として成立した臨時政権　ウラジオ臨時政権とも称する。
（21）原奎一郎『原敬日記』第九巻（昭和二五年　乾元社）一一一頁。
（22）同右書一六九～一七〇頁。

(23) 外務省編纂『日本外交年表竝主要文書一八四〇―一九四五』上巻（昭和三〇年　日本国際連合協会）五二一―五三三頁。
(24) 前掲『太平洋戦争への道』第一巻二〇八―二〇九頁。
(25) 田中義一伝記刊行会（高倉徹一）『田中義一伝記』下巻（昭和三三年　同伝記刊行会）七九頁。
(26) 前掲『太平洋戦争への道』第一巻二〇八―二〇九頁。
(27) 前掲『日ソ交渉史』四五頁。
(28) 前掲『太平洋戦争への道』第一巻二一〇―二一一頁。
(29) 前掲『日本の外交』一五三頁。
(30) Foreign Relations of the United States, 1921, II pp. 717~719.
(31) 詳細は田村幸策『世界外交史』下巻（昭和三八年　有斐閣）一一六頁以下。
(32) 一九二二年四月四日閣議決定（前掲『日本外交年表竝主要文書』下巻二二頁所収。
(33) Louis Fischer, The Soviet in World Affairs, A History of the Relations Between the Soviet Union and the Rest of the World, 1971~1929 vol. 1 (Princeton, 1951) pp.382 ff
(34) 前掲『日ソ交渉史』五一頁。
(35) 同右書五三頁。
(36) Fischer, op. cit., pp. 321~322.
(37) 一九二二年六月二三日閣議決定（前掲『日本外交年表竝主要文書』下巻二三一―二四頁所収）。
(38) 鹿島守之助『日本外交政策の史的考察』（昭和三四年　鹿島研究所）四〇六―四〇七頁、故松平恒雄氏追憶会編『松平恒雄追想録』（昭和三六年非商品）六六二頁。
(39) 例えば一九二二年七月二七日閣議決定は、二重外交の弊害について「外交当局者ノ多年嘗メ来レル苦キ経験ニテ幸ニ時勢ノ変化ニ乗ジ速カニ之カ矯正ニ力ヲ注キ機会アル毎ニ陸軍側ヲシテ反省転化セシムルノ努力ヲ吝ムヘカラス……」としている。（前掲『日本外交年表竝主要文書』下巻二五頁）。
(40) 前掲『太平洋戦争への道』第一巻二一七頁。
(41) 信夫清三郎『大正政治史』（昭和三〇年　河出書房）一〇一六～一〇一八頁。
(42) 内田外相より在長春松平代表宛訓令（前掲『日本外交年表竝主要文書』下巻二六頁所収）。
(43) 在長春松平代表より内田外相宛電報（前掲『太平洋戦争への道』第一巻二一九頁）。
(44) 一九二二年九月一二日閣議決定（同右書二一九頁）。
(45) 前掲『日ソ交渉史』七一頁。

第二章

長春会議が決裂したことによつて、協約は成立するにいたらなかつたが、日本はかねて声明した通り一九二二年一〇月二六日ウラジオ出発部隊を最後としてシベリアからの撤兵を完了し、尼港事件の保証占領としての北樺太への駐兵を続けるのみとなつた。

日本の撤兵を主目的とした極東共和国の存在の意味は最早なくなり、ソヴェト政府は一一月一九日極東共和国を合併するにいたつた。緩衝国が消滅したことによつて、日本の極東共和国とまず協定を結び漸次ソヴェト政府に拡大して行こうとする構想は根本的に修正しなければならないことになる。ここに登場したのが後藤新平であつた。後藤はかねてから外交問題に深い関心を懐いていたが、第一次大戦後の諸情勢を見るにつけ日ソ国交回復と日本の国際政策を確定させることが決定的に重要であると悟るにいたつた。すなわち第一は日米関係の疎隔化であつた。シベリア出兵により救われなかつた日本の国際的孤立は大戦中に行われた英、仏、伊諸国との了解によつてアメリカの攻勢を避けることができたが、パリ平和会議で達成できなかつたものを新たな国際会議で決定しようとするアメリカの意図はワシントン会議の開催となり、そこで成立した「ワシントン体制」は太平洋をはさんで日米の対立となり、これに加えてカルフォルニアを中心とする移民問題は日米関係を感情的にこじらせることになつた。第二に中ソの接近の動きである。長春会議の決裂後ヨッフェは南下し、孫文との間に中ソ国交回復の懇談を行つたソヴェトが中国に安固たる地盤を持ち中国官憲と利害関係を深くすることは、日本の外交特に対中国政策にマイナスの作用となると予想された。(1) 後藤新平はかねてから医者としてダーウィンの進化論ひいては「適者生存」に心をひかれ、さらにドイツのエミール・シャルク「民族競争」(Emile Schalk, Der Wettkampf der Völker, 1903) にヒントを得て新旧大陸対峙論を唱導するにいたつた。この骨子は世界形勢の推移と人文自然の情勢を考えるとき、ヨーロッ

パ・アジア両大陸は、新大陸であるアメリカの勢力に対して共通、共同の関係を持つもので、新旧大陸対峙の姿勢は、二〇世紀史上の一大事実であり、中国の将来も中国自身、日中間にとどまらず世界的性質を帯び、対ヨーロッパ問題であると同時に対米問題でもあるからこれに備えるためにヨーロッパ各国と協力を固くし、新大陸アメリカを制するの他ないというものであり、一九〇七年九月かれが当時韓国統監であつた伊藤博文と厳島で会談した折に早くもその考えを吐露していた。[2] 後藤は新たな国際情況の下で、かねてから唱える新旧大陸対峙論を展開しようとした。かれが加藤首相に送つた覚書、およびヨッフェを招致するため肩書はない方がよいと辞任を決意したため「日露協会会頭辞任仕上申書」から後藤の日ソ国交回復への決意を拾うと、日ソ国交を回復して「露支関係に対する帝国の立場を確乎優越の地位に置き、仍て以て対支政策樹立の功を収め」ることができるならば、そのとき「日本を中枢とし露支の両脚にして立つべき東洋全局の覇権」は日本の掌中に帰する、そして東洋全局の覇権が確定されたなら「帝国の国威及経済的発展地域は北面して満蒙より西伯利亜及其以東を包容し、西南面して直隷山東其の他中部支那に拡大すると同時に、米人の抬頭は容易に支那を動かす能わざるに至る」し「今日若し幸に対露協定成り、各々其の畛域を約彼此提携を実現せんか、其の勢力の及ぶ所、座して支那の妄動を制し、米中飛躍を排禦し得べく、是れ纔て日露協商の効果を復活し、併て日英同盟の代用を兼ねるものにして、一箭二雁を射る高等政策中の高等政策に属するもの」[3]であつた。

このような構想の下に後藤新平がヨッフェ招致を考えていた時、民間には対ソ承認論が抬頭していた。黒竜会の内田良平は満蒙、シベリア、朝鮮の三者を打つて一丸として日本の国策を画定する考え方から、シベリア問題解決のためには日ソの交渉が必要でありそのためにはソヴェト・ロシア単独承認することも辞することはない、と述べ、[4] 貿易業者も、対ソ政策を積極的に促進することを要求し、ウラジオストック、ハルピンの業者を含む関西日露通商促進大会は、「シベリア並びに露領各地に対する経済的国策樹立に関する陳情書」を決議文とともに政府に送付している。[5]

漁業資本もまた自分達の利益のために日本の対ソ交渉を期待していた。シベリア出兵以来日本が行つてきた軍艦の保護の下に行う「自由出漁」が、ソ連側の極洋漁業を再建して漁区入札を諸外国に公開するとの発表によつて崩れるのは火を見るより明らかであつた。すなわち長春会議決裂の同じ九月二五日、ソヴェト政府はあらたに二一ヵ条からなる漁業法を制定し、ソヴェト制度施行以前に締結された極東漁業、獣猟に関する一切の条約・利権・契約・約定はすべて廃棄する。また漁業権についてもソヴェト市民、外国人ともすべて競売の方法によつて漁区を租借し、その期限は一年に限るなどを定めたのであつた。(6) ソヴェトの漁業に対するこのような方針に対し、日本に種々の反応が出て来たのは当然である。まず農商務省水産局は「自由出漁」による強硬策を主張したが外務省はこれに難色を示し、海軍省も外務省に同調した。業者で組織する露領水産組合も強硬論、穏健論に分れたが、結局は外務省路線に沿つて暫定的でもソヴェト側と協定を締結し、合法的に出漁する外なしと決した。その結果組合の臨時総会は、一一月二七日対ソ問題に関する審議委員一五人を選出し、同委員会は実際政権であるソヴェト政府と漁業条約を締結すべきこと、政府が対ソ交渉を早急に行うことが不可能ならば、露領水産組合においてこれと折衝するとの方針を決定した。(7)

露領水産組合の動きと呼応して、対ソ交渉を促進しようとする団体「日露相扶会」が組織された。幹事長には綜合雑誌「中外」を発行して対ソ承認を説く内藤民治が就任し、理事として政界から降旗元太郎、一柳仲次郎、中野正剛、長島隆二等が名を連ねた。(8) 後藤新平も後に「日露相扶会」とは深い関係を持つに至る。

このような状況の下に後藤新平はヨッフェ招致を推進するとともに、田賀田男爵と連名で対ソ問題に対する意見書を外相宛提出した。当時外務省内では、対ソ承認論と時期尚早論に分れていた。すなわち松平恒雄欧米局長によつて代表される「守旧派」は、対ソ交渉においては尼港事件の補償取極めを先決条件として北樺太よりの撤兵を主張し、ヨッフェは妥当性、融和性がないと軽視して、むしろカラハン、アントノフとの交渉を期待した。内田外相、小幡駐華公使もこの「派」に属す

る。これに対し、川上ポーランド公使を旗手とする「小壮急進派」は、国交回復にはその時機が重要であり、交渉相手に誰でも同じであるから小さな補償論には拘泥せず、承認、撤兵を行う方がよいとするもので、出先機関である島田ハルピン副領事、松島領事、杉野ニコリスク領事も同意見であつた。[9] しかし当時外務省内において「守旧派」の見解が大勢を占めたのは、世間の内田外交不信に対する反撥、ノン・キャリア・ディプロマットで外務当局には門外漢である後藤の容喙に対する不満、長春会談以来松平局長の対ヨッフェ嫌悪感などが底流にあつたからだと考えられる。[10]

外務省のこのような態度に露領水産組合、久原鉱業、日本毛皮などを中心とする業者はウラジオストックに代表を派遣しロシア側と直接談判を試みようと「国民外交」を展開したが期待した成果は上らず、東京実業協会長山崎亀吉、大阪商業会議所会頭村山礼蔵、日露協会理事倉知鉄吉らはハルピンに民間共同売買機関を設け日ソ貿易の促進を意図したが、[11] これも予期した程の効果を収めなかつた。

外務省も動かず、「国民外交」は思つた成果を挙げ得ない。このような折にあつてこそ後藤新平のヨッフェ招致の価値はあつたといえよう。

対ソ接近についての後藤構想については前述したが、ヨッフェ招致を具体化するについてはかなり障害があり、そのため演出も行われた。後藤はまず首相加藤友三郎を訪れた。一九二二年一一月のことである。後藤が翌年発表した覚書は次のように誌している。

「余昨年一一月、帝国外交ノ梗塞ヲ患ヒ、首相ト新畛域ヲ拓カントシテ著鞭ノ策ヲ講シタル際ハ一二不偏不党ノ現内閣ヲ支持シ、強健ノ使命ヲ実行セシメンコトヲ期シ、少クモ日露ノ関係ニ一転機ヲ与ヘ仍テ以テ対支政策樹立ノ功ヲ収メ日露ノ国交ヲ今日ノ接近ヨリモ尚ホ一層親密ナル程度ニ進メ、先ツ日露両国間当面ノ問題ヲ解決シ以テ此年間ニ起ルヘキ日支問題の解決ニ資セントス。是東洋ノ大策ヲ定ムル急務ノ第一歩ナリト確信セリ。」[12]

加藤首相はヨッフェ招致について賛成したのみならず、松平欧米局長に非公式に会談をさせてもよいとまで言明した。後藤は、加藤が非公式交渉にまで進展させる決意があるものと判断した。後藤は内相と外相にも諒解をとつておく必要があると感じた。内相水野練太郎はかねてから後藤と親しかつたが、彼自身国粋主義者である上に警察行政の頂点にあるという立場からもソヴェト・ロシアと接近しようという企てにあまり賛成しないことは明らかであり、外相もノン・キャリア・ディプロマットが外交を行うのには異議を唱えるに違いないと後藤は考えたのである。しかし加藤は内相、外相には自分から伝えると言明し、後藤を喜ばせた。

後藤とヨッフェの間の連絡はまず田口運蔵によつて行われた。田口は仙台の二高を出るとまもなく渡米し社会主義者の仲間に入り、在米日本人社会主義団の指導メムバーの一人として片山潜の信頼も厚く、その後コミンテルン日本代表、極東民族会議の世話役となり、近年モスクワから帰朝した人物であつた。田口は当時「特別要視察人」であつたから、田中次郎なる変名を用いて新聞記者として上海へ渡ることになつた。田口の渡航費は当時の毎日新聞社長藤田勇から出された。[13] 藤田は狸穴の自邸を将来日本革命本部にすると豪語するような男であつた。田口は一月四日長崎を出発した。一月一〇日、内田外相は小幡駐華公使に回電し、日本政府は滞日中一切の宣伝、講演等を禁止する条件でヨッフェの入国許可を決定したが、「政府ハ全然無関係ナルヲ以テ特ニ此点御含ミ置アリタシ」と特に訓令している。田口の接触、政府の入国許可が出たとあつて、後藤は形式を整えるため同一六日次のような招致電報をヨッフェ宛に打電した。[14]

Mr. A. Joffe

I extend my sincere sympathy for your illness and suggest whether you cannot spend some time in Japanese hot-springs for cure that might clear misunderstanding between our two nations.

Viscount Shimpei Goto

ヨッフェは右電報到着の翌日北京から上海へ移つていた。田口運蔵は秘書として同行していた。そしてヨッフェは同二三

日上海から後藤宛左のような返信を寄せた。(15)

Viscount Goto

I beg you to accept my sincere thanks for your kind invitation which mark of attention I may be permitted to consider as expression of feeling of Japanese people reciprocated by Russian people. I am leaving Shanghai for Tokyo Saturday twenty seventh.

A. Joffe

ヨッフェは後藤の招請を喜んで受けると返事したが、一方では上海到着の翌日、フランス租界において孫文と会談を行い、中ソ両国の国交回復について懇談を行つていた。一月二六日には中・ソ共同コミュニケが公表された。(16) これが後にボロヂンの広東政府入り、蔣介石の北伐に際し、国民党と共産党の提携となつて現われたのは改めていうまでもない。

ヨッフェ招致への障害は、まず彼に外交官特権の供与を拒否することからはじまつた。そして第四六議会の審議開始（一・二三）前後から日本政府の方針は急変し、ヨッフェ渡来を極力阻止しようとする方向に向う。まず内田外相は「ヨッフェ本邦渡来ノ趣新聞ニ表ハルルト共ニ一部ノモノハ甚シク反感ヲ懐キ殊ニ昨今政治季節ノ最高潮ニ達セントスル折柄、警察ニ於テ出来得ル限リノ努力ハナスベキモ万一ノ事アル場合ニハ更ニ日露間ニ面白カラザル結果ヲ来スオソレアルニヨリ……貴官ハ前記ノ事情ヲトクト先方ニ説明ノ上、コノ際ヒトマズ来遊ヲ相当ノ時期マデ延期セシムルヨウ措置セラレタク」との至急電を田中上海総領事代理宛に発送した。(17) 水野内相もヨッフェ身辺の危険を理由に上海の領事館宛渡日中止勧説を訓令し、関係府県知事にもヨッフェ一行の入国禁止を打電したのであつた。(18) 加藤首相が諒解をとりつけた筈の外相、内相をはじめとする日本政府のこのような突然の態度変更の真相は明らかでないが政府部内の不統一をさらけ出すものであつた。船津海上総領事からの出発を当分見合わせるようにとの懇請に対し、ヨッフェは、体面上日本行の予定を変更することはできないと一月二七日上海を出発して日本に向つたのであつた。船中のヨッフェに対し、後藤は次のような無電を発して注意を喚起した。「日本到着ノ後、東京ニ来リ自分ニ会フマデハ、新聞ニハ何モ話サヌコト得策ト思フ。プロパガンダト誤解セラルル虞

レアリ」[19]。後藤の注意により、長崎入港前乗船エムプレス・オブ・エイシア号でインタヴューした朝日新聞の特派員に対してもヨッフェは「自分は後藤子爵に招かれたのみで、いかなる代表権も有していないが、日露会談再開の機運は熟している、一切は日本の態度にかかつている。われわれは長春で普遍的な条件を出している、長春会談の決裂はロシアの罪ではない。そしてモスクワ政府は長春で日本が要求したような半条約を結んではならない。完全な条約を締結すべしという訓令をよこしている。長春会議以来大勢は変化した。その重要なものは極東共和国の消滅である。今日では単一のロシアがあるのみである。ただ自分は病気を直しに来たので、いかなる委任も持つていないから、会議に関する条件等は何事も云うことはできない。政府当局者でない後藤子爵が招待したのであるからイタリーにおけるエオロフスキーとは性質が違う」と答え、尼港事件に関する質問については全く答えなかつた[20]。

二月一日横浜に到着したヨッフェは、留守中に所持品を検査され、日本政府に対する感情を益々悪化させ、後藤のみを信頼して同日東京に入つた。

ヨッフェの東京入りに対する各界の反応は複雑であつた。社会主義者は何とかヨッフェに近づこうと図つたが、警戒が厳しく近寄ることもできず、右翼は「早急に退去させよ」と赤化防止団米村嘉一郎を中心に国粋会、大和民労会など連絡し、ヨッフェに面会を強要したり、後藤邸に押入つて乱暴を働いたりした。警視庁はこのような左右両翼の接近からヨッフェを隔離するため身辺保護には十二分の注意を払い、ヨッフェ到着の際東京駅頭には二百数十人の刑事がくり出す物々しさであつた。

当時の各政党の対ソ政策を見てみよう。政友会は加藤友三郎内閣の準与党という立場もあつて、政府に同調し、対ソ交渉時期尚早論を唱え、一月二一日の定期大会宣言においても何等これに言及せず、野党第一党の憲友会は、列国協調による外交刷新と日本権益の確保を決議したが、対ソ政策については党内で意見が分れ、幹部派は承認回避、通商促進の態度をと

り、少壮派は承認先決を主張していた。[21] 結成直後の革新倶楽部はその政綱において「外交は、国際主義に則り、国民外交を基礎とし、経済的発展を図ること」を明らかにし、政策第二一項に「速に露西亜労農政府と通商条約を締結し、米国、露西亜、及独墺側旧同盟諸国を国際連盟に加入せしむること」を標榜し、[22] 対ソ即時承認、対ソ根本方針確立要求決議案を再度議会に上程した。しかし同党の議員数は二八名で国会における比重は大きいものではなかつた。公正会は、過激思想の徹底的取締、列国協調を条件として対ソ承認を表明した。

新聞論調は、大阪朝日新聞二月一日付社説で政府が対ソ通商の必要を認めながら依然大連、長春両会議における態度を固持していることを非難し、対ソ承認を主張したのをはじめ、東京朝日も北樺太の石油資源の問題について触れソヴェト・ロシアを正式承認すれば、北樺太問題ばかりでなく、両国が直面するすべての問題の解決の道が開かれると対ソ承認論を展開した。

海軍は井出海軍次官が田中外務次官宛に秘密書簡「国防上対露方針速決ヲ喫緊トスル件」を送付し、その立場を次のように述べている。「惟フニ今日ハ我ニ於テ国家百年ノ長計ノ為ニ露国ニ接近ヲ試ムヘキ秋ニシテ此目的ヲ達スルカ為ニハ我ハ露国ニ対シ大ナル襟度ヲ持シ大局ノ為ニ小我ヲ捨ツルノ覚悟ナカルヘカラス」、特に「北樺太ノ採油権ヲ獲得スルコトハ我国防止極メテ必要」である。漁業についても海軍護衛の下に「自由出漁」することは「将来日露親善に一大禍根」を残すものとして海軍の支配層はこれに反対し、とにかくヨッフェ来日の機会を捉えて日ソ国交問題の根本的解決を図ることを主張したのであつた。[23]

陸軍は北樺太の保障占領を解除することを欲せず、内務省はソ連を承認すればその結果日本の内部で革命的気分が増大すると心配し、いずれも対ソ交渉に反対の意向を示していた。[24]

議会においては貴族院、衆議院相呼応して内田「軟弱」外交に攻撃が集中されたが、それは直ちに対ソ交渉に結びつくも

のではなく、ワシントン会議以降国際圧力に屈したように見える日本外交に対する不満の表現が政争とからみ合つたので、当時の国民の要望に沿うものであつたとはいい難い。

後藤、新聞を中心とするマス・コミ機関、国民のヨッフェに対する歓迎と期待は、ヨッフェをして北京のソ連代表部宛に二月七日「後藤、新聞紙、人民ノ接待ハ予期以上ナリ……」[25]と打電させる程であつたが、肝心の内田外相が「北樺太より撤兵せねば通商条約成立せぬとは限らぬ」（二月五日川崎克代議士の質問に対する議会答弁）[26]という態度を持する以上、後藤・ヨッフェの私的交渉を政府レベルまで引上げることは、非常な困難が予想されたのであつた。

ヨッフェの活動は日本滞在の第一日から障害につきまとわれた。第一に日本政府はかれがモスクワと暗号電報で連絡をとることを許可せず、第二に北京のソ連代表部から送られて来た文書をかれに転送しなかつた。二月一六日ヨッフェは後藤に窮状を訴え、任務を果すための必要な条件を剝奪されるなら中国に帰ると斡旋を依頼した。後藤は加藤首相に長文の覚書を手交し、中ソ接近の危険を説き、暗号電報とクーリエ（外交特権）使用の許可を要請したのであつた。しかし日本政府はその要請になかなか応ぜず、ソ連は報復手段として三月六日ウラジオストックにおいて日本汽船鳳山丸の乗客の上陸を禁止した。その理由は、同年二月ソヴェト機関の特別決定によつて定められた在外ソ連代表の査証（ヴィザ）を持つていないというものであつた。[26]査証なしの入国を禁止されたことは、極東を相手に営業している日本の銀行、商社等の関係方面に大打撃を与え、「国交断絶の観を呈し……商人は早く韓国を承認すればと政府を恨んでいる……」（大阪朝日三月九日）有様であつた。日本のウラジオストック総領事は現地当局と交渉に入ろうとしたが、日ソ関係は東京で総括的に審議されているという理由で拒絶された。[27]

日本漁業界のショックは大きかつた。ウラジオにおける漁区入札は三月二十日と予定されており、この入札が可能となるか否かは査証問題の解決にかかつていた。ヨッフェが交渉が解決しないままに北京に引上げた場合、いかなる報復がなされ

るか、実業界はその点を心配し、三月七日東京商業会議所は会頭藤山雷太の名をもつて日ソ通商条約の締結を政府に要望したのであつた。[28] このような経過をとるうち、ヨッフェが来日してから一月が経過した。この間三月初旬には森猛熊なる人物がヨッフェの下に現われ、政府、政友会幹部と緊密な連絡を持つていると称して、後藤に連絡なく、秘密のうちにソ連と交渉を行いたいと申し入れた。ヨッフェは二重交渉が得策か否か疑わしいと述べ、後藤のみと交渉すると言明した事件があつた。[29]

さてヨッフェは期熟せりと見て、三月七日交渉の前提となる三条件を提示した。(1)交渉においては双方が平等の権利を有する、(2)外交関係および領事関係の確立に関する条約の締結（即ちソ連政府の法律上の承認）、(3)北樺太からの撤兵時期の明示、であつた。[30] 政府はその回答は松平欧米局長を通じて後藤に次のように伝達した。

(1) 第一条件ニ対シテハ、同条件カ単ニ主義トシテ日露両国対等ノ立場ニ於テ商議スヘシトノ意味ナラハ、別ニ差支ナキモ、之ニ依リ我方ノ有スル旧条約上ノ既得権、其ノ他正当ノ権利ヲモ抛棄セシメントスルノ意ヲ包含セルニ於テハ、到底承諾スルヲ得ス。又目下両国ノ国情及法政著シク相違スル関係上、全然相互的形成ヲ採ルニ於テハ、我方ハ実質上露国側ニ比シ不利ナル結果ヲ生スルコトナシトセス。従テ此ノ如キ場合ニハ、必スシモ一律ノ文句ヲ用ユルコト能ハサルコトアリ得ヘク、此種具体的問題ニ付テハ、各箇ノ場合ニ就キ和衷審議スルヲ要ス。

(2) 第二条件ニ対シテハ、事実上ノ承認ナラハ格別、法律上ノ承認ヲ得ムトスルニハ、勘クトモ(イ)尼港事件ノ解決(ロ)国際義務ノ履行等必要ニシテ、前記事項ニ付確実ナル了解ヲ得ルニ於テハ、労農政府ニ法律ノ上ノ承認ヲ与フルコトヲ考量スルモ差支ナカルヘシ。尚「ラパロ」条約ノ如ク双方ノ要求全部ノ抛棄ハ、日露関係ニ適用スヘキ理由及基礎ナシ。

(3) 第三条件ニ対シテハ、薩哈連州駐兵ハ沿海州ヘノ出兵ト全然其ノ起源及性質ヲ異ニシ尼港事件解決ノ為メノ保障占領ナルヲ以テ、同事件ノ解決ヲ見サレハ撤兵スルコト能ハサルハ勿論ナルニ依リ、成ルヘク速ニ之カ解決ニ関シ、確実ナル了解ヲ得、以テ撤兵ノ期日ヲ決定スルコト然ルヘシ。[31]

この頃漁業業者は査証問題の解決を強硬に政府に要求し、内田外相はこの問題が万一解決出来なかつた場合でも「自由出

漁を継続し、漁業業者の保護に努める」と議会で答弁しているが[32]（三月一五日）、内田もそれが両国の間に紛糾を起す恐れのあることは十分承知していた。それ故ウラジオ駐在日本総領事を通じて通商条約締結に至るまで両国間に貿易官を交換し、査証その他公式文書の証明の機能を果たさせることを提議させていた。しかし外務人民委員代理カラハンは、右の件に関しヨッフェへの回電の中で[33]、日本政府から暗号電報使用の許可を得るまでその回答を為さない、もし日本政府がその提議を重要のものと考えるなら、暗号使用をヨッフェに許すべきであろうと意向を明らかにしている[34]。

後藤は、さきの政府回答の条件の下に、三月二九日、三〇日の両日ヨッフェとその療養先の熱海において会商し、意見を交換したが、ヨッフェの主張と日本政府の主張との間には双方歩み寄りの余地が十分に存在することが判つたのであつた[35]。四月一〇日、後藤は熱海の第一次会談を報告するため、加藤首相を訪ねて覚書を手交した。その覚書は次の三点から成つている。(1)非公式会商に進むべきか、(2)暗文を許可してモスクワの意向を確める必要はないか、(3)ヨッフェを帰華させずモスクワに帰任させるよう講じては如何。外務省記録にはその回答として、(1)予備的意見の交換として一～二回で打ち切り、ヨッフェを離日させ、第三次日ソ交渉は北京、ウラジオストックその他で行う、(2)暗文の使用は許可出来ないが、但し北樺太売却価格等特定の問題については暗文使用を許可する、を考慮したが、廃案となつた、とある[36]。

加藤首相は後藤と会談後、内田外相に後藤の覚書を示し、政府としてこれに対する回答を作成すべきことを命じたのであるが、結論が出ないで時間が経過する内、ソ連側は四月一三日ウラジオストック日本領事館の暗文使用権を廃棄するに至つた[37]。

こうした情勢の下で、後藤、堤清六、内藤民治らは対ソ承認、通商再開同志連盟大会の開催を計画した。

日本政府は世論と実業界の圧力の前に四月二〇日の閣議でヨッフェとの予備交渉開始を決定し、ヨッフェに暗号電報の使用を許可することになつた。第三次日ソ会談については政府が適当な時期と判断したときにこれを開催することが決定され

た。また公式会議以前の予備交渉で、二つの根本問題―尼港事件と樺太問題―が解決され、通商問題その他は根本問題の解決後に解決されることになつていた。一方内田外相は議会において、日本政府は、正式に承認し得る露国政府の出現を待つて尼港問題の解決に着手するという意向を表明しており、政府の方針には矛盾が感じられた。後藤はこのような政府の方針に不満を抱き、決定された方針は対ソ不承認を希望するものであり、交渉を失敗に終らせようとする魂胆であると内田外相との間に何回か書簡の往復が行われた。(38)

しかしとにかくヨッフェ来日三カ月にして、対ソ交渉が実質的討議に入ることが政府によつて決定されたのである。後藤が正面切つて対ソ交渉に乗り出したことは、新聞界、実業界も歓迎の意を表し、四月二五日付国民新聞社説は後藤の労を多とするとともに外務当局に対する皮肉な攻撃となり、四月二七日、同二九日付時事新報社説は「日露交渉の基礎」、「大局に着眼す可し、日露交渉」と題して各々次のように論じた。

「……露国は此際須らく其態度を公明にし淡白に主張す可きと同時に、帝国政府も亦従来の如き形式論に囚はれず、日露の親善関係を確立し、極東露領の経済資源開発に向つて両国民(ママ)の提携協力することが、大局の利益なりと認むる上は、何らの躊躇なく露国の希望を容れ、労農政府を正式に承認して、日露新関係の開拓に努む可きである。……英米に先んじて我国が単独に労農政府を承認しないのは、各特殊の国内的並に国際的理由に依るのであつて、全然別異の地位に在る日本が、其対露政策を決するに、他国の例を待つの要はないのである……」(39)。

「……大連会議と云ひ、長春会議と云ひ、事実上に労農政府の代表者を相手として、通商問題を商議したのであつて、此商議の開始は、労農政府を以つて露国の責任ある政府と認めたればこそ行はれたる者(ママ)に外ならないのに、其形式に過ぎざる承認を何時までも遷延するのは、何か其正式承認に条件を附せんとするのではないかと云ふ疑問を生ぜしめるのである。即ち日本は承認問題を利用して、尼港事件の責任を、労農政府に負はしめるとする魂胆を有するものであるとの疑念を懐かしむるに至つた所以である。……日本政府は速かに淡白に彼の政府を承認したる上、之と事件の処置を交渉するの手段に出づるこそ、寧ろ我公明の態度を示す所以であると信ずるものである。(40)」

実業界も漁業関係者は勿論、株式市場も日ソ交渉を嘱望して、とくに砂糖株を中心に新高値を招来したという。(41)

後藤は、その後ヨッフェと第二次熱海会談を行い交渉は進捗したかに見えたが、外務省側は労農政府の国際義務履行問題に関し、日本は(1)日露漁業条約廃棄に反対する、(2)三億円の対露債権の支払いを受くべきことを主張する、(3)私有財産権の尊重を要求する、以上を松平欧米局長を通じて後藤に伝えた。後藤は外務省が法理論と列国協調を重大視し、万一列国中の一、二国がその方針を急変した場合、日本はいかにそれに対処するのかと応じた。(42)

後藤は、日ソ双方の立場を接近させるため「非公式日露交渉基礎案」を作成した。それは北樺太買収案、国際義務履行問題と承認問題の分離保留等を示唆したものであつた。(43)

この政治的接渉の間にも漁業問題は切迫を告げていた。ウラジオストックのソ連代表は、モスクワより回訓が到着しないことを理由に日本人の出漁を認めず、しかも日本漁業関係者は、五月上旬までに出漁出来ない場合には漁季を逸しその年一年の漁獲を失つてしまうとあつて大いにあせつていた。(44)五月五日、外務省は「外務当局談」の形式において、新聞紙上に談話を発表し、五月一二日までにソヴェト側と了解をつけることが出来ない場合には、「自由出漁」を敢行するかもしれないと暗示し、(45)ソヴェト側が沿岸警備船で日本の漁船を阻止する場合には、日本政府も実力に訴えても目的達成を図ることが予想され、ここに至つて両国間に容易ならざる事態の発生も考えられたのであつた。そこで外務省は同談話を発表するとともに永井通商局長を後藤の下に派遣し、ヨッフェを通じての打開策を信頼するに至つた。後藤・ヨッフェラインを通じての依頼に、一〇日モスクワからの回訓が到達した。結局出漁者の旅券査証を許可する、但し今回の特権賦与は将来の先例にしないとの意向がもたらされたが、「後藤子爵ノ誠意アル友誼ニ報□ムガ為メニ承認スル」という文言があるように、日本政府の高姿勢と、横浜到着以来のヨッフェの外務省、日本政府に対する悪感情は後々まで影響するのである。

一九二二年五月二一日東京において漁業協定が調印された。日本の漁業業者はソ連側要求の漁区租借料を支払うことを約

した。ソヴェトは「自由出漁」を阻止し、これら水域におけるソヴェト国家の主権の承認が得られたとしてソヴェト外交の勝利と呼んでいる。(46)

派生的事件である漁業問題が一応解決し、日ソ会商の下準備も整いつつあつた。あとは政府が表面に出て私的会談をレベル・アップし、公的交渉に転化することが残されていた。世論と実業界の圧力も、政府をプッシュして公的交渉を行わせる大きな力となつたのはこれまでの経過から見ていうまでもない。加藤首相はかつて最初に後藤が相談した折に洩らしたように当初からその意向を持つていたため、外務省もその意に従い、交渉を後藤の手から外務省に移し公的交渉をはじめることになつた。

(1) Akira Iriye, After Imperialism—A Search for a New Order in the Far East 1921~1931, (1965, Cambridge) p. 52.
(2) 信夫淳三郎『後藤新平—科学的政治的政治家の生涯』(昭和一六年、博文館) 二五〇~二五八頁。
(3) 信夫淳三郎「大正外交史の基本問題」(日本国際政治学会編『日本外交史研究・大正時代』昭和三三年所収)、同右書 一八四頁。
(4) 前掲『太平洋戦争への道』第一巻二二四頁。
(5) 同右書第一巻二二五頁。
(6)、(7)、(8) 小林幸男「ソヴエト・ロシアの極東統一と漁業問題—後藤・ヨッフェ会談の漁業的背景」(近畿大学『法学』七巻二・三・四合併号所収)。
(9) 小林幸男「日ソ国交調整の一断面—後藤・ヨッフェ交渉開始の経過」(日本国際政治学会編『日本外交史研究・大正時代』昭和三三年所収)。
(10) 当時外務省欧米局第一課に勤務し、外務省と後藤の連絡の渉に当つた東郷茂徳氏は「加藤首相後藤氏何れも共産主義の動向に重きを措くことなく、主として極東に於ける利害の調整を考慮せるものであつた。此点は外務省の思想的方面をも包括せる「ロシア」全体を対象としての政策と幾分齟齬するものがあつて意見の合致を欠くものがあり……」と述懐している(東郷茂徳『時代の一面—大戦外交の手記』昭和二七年、改造社 三五~三六頁)。
(11) 前掲『太平洋戦争への道』第一巻二二九頁。
(12) 鶴見祐輔『後藤新平伝・国民指導者時代前期下・日ソ交渉篇』(昭和一九年太平洋協会出版部)二一八頁。なお本書は鶴見祐輔『後藤新平』全四巻(昭和一三年後藤新平伝記編纂会、複刻版昭和四一~四二年頸草書房)と全く内容を同じくする。
(13) 前掲小林論文「日ソ国交調整の一断面」。
(14)、(15) 前掲鶴見二二頁。
(16) Soviet Documents on Foreign Policy, vol. 1 (London. New York, Tronto, 1953) pp. 370~371.

Robert T. Pollard, Chinas Foreign Relations, 1917~1931 (New York, 1933) pp. 176~177.

(17) 前掲小林論文「日ソ国交調整の一断面」。
(18) 前掲鶴見二二四頁。
(19) 同右書二二五頁。
(20) 同右書二二六～二二七頁。
(21) 前掲小林論文「日ソ国交調整の一断面」。
(22) 大津淳一郎『大日本憲政史』第九巻（昭三年）二二五頁。
(23)、(24)、(25) 前掲小林論文「日ソ国交調整の一断面」。
(26) 東京朝日新聞大正一二年二月六日号。
(27) 前掲クタコフ五一頁。
(28) 前掲小林論文「日ソ国交調整の一断面」。
(29) 鶴見祐輔『後藤新平伝・国民指導時代後期上・帝都復興篇』一六～三〇頁。
(30) 前掲クタコフ五二頁。
(31) 前掲鶴見『日ソ交渉篇』二九六～二九七頁。
(32)、(33)、(34) 前掲小林論文「日ソ国交調整の一断面」。
(35) 前掲鶴見『日ソ交渉篇』三〇二～三〇四頁。
(36)、(37) 前掲小林論文「日ソ国交調整の一断面」。
(38) 後藤、内田間に往復された書簡の詳細は、前掲鶴見『日ソ交渉篇』二二三～二三四頁。
(39) 時事新報大正一二年四月二七日号。
(40) 同右紙四月二九日号。
(41) 東京朝日新聞大正一二年四月二七日号。
(42)、(43) 前掲『太平洋戦争への道』第一巻二三四頁。
(44) 前掲鶴見『日ソ交渉篇』三五一～三五二頁。
(45) 同右書三五二～三五四頁。
(46) 前掲クタコフ六二頁。

第三章

後藤新平のヨッフェ招致は、情勢の変化、世論の圧力、加藤首相の理解等によつて、遂に私的交渉から公的交渉となるに至つた。日本政府は当時帰朝中のポーランド公使川上俊彦を、ソヴェト政府はヨッフェを全権に任命した。

一九二三年五月末加藤首相は、日本はソ連承認問題についてはヨーロッパ諸国に関係なく自主的な政策を遂行する権利を保有すると演説していたし[1]、六月二日には日露交歓会が開催され、三宅雪嶺等が名を連ねね、対ソ交渉への期待は十分であつた。[2]ヨッフェも東京の空気を「ソ連の承認と日ソの接近に関する諸問題が全紙を埋めている」[3]と本国宛に報告している。

このような期待のうちに一九二三年六月二八日、川上・ヨッフェ間に非公式交渉が開始された。ヨッフェは対ソ正式承認、北樺太の撤兵期日の明示を予備条件として要求した。これに対し川上は尼港事件の謝罪と賠償、北樺太売却（一億五千万円内外）、国際義務履行等を要求した。この主張が続く限り長春会議における基本的対立に戻つた感があつたが、交渉により、尼港事件、北樺太売却問題は未決保留となり、国際義務履行についてヨッフェはこれを全面的に拒否した。[4]

七月一九日モスクワからヨッフェ宛日本代表から日本の要求に関する正確な文書を入手し、日本政府に直ちに公式交渉を開くことを提案するように訓令が届いた。ヨッフェは日本提案の最終的文書の入手に失敗し[5]、日本側は基本的要求から譲歩せず、遂に七月二八日本国政府はヨッフェに交渉打切りを命じた。これは正常な外交関係の樹立が困難であることが明らかになつたからであつて、ソ連政府はできるだけ早く正式交渉を開くよう最後に提案させてこの非公式交渉は終つた。七月三一日会議は終了し、ヨッフェは八月十日モスクワに向つて帰国の途についた。

川上・ヨッフェ会談は不調に終つたけれども、川上は自分の見解をまとめ、今後の指針とする意見からも意見書の形で提出したことは注目に値する。その内容は、対ソ国交調整の必要を説き、ソヴェト政府は一九二〇年以来内乱が終熄して秩序

を回復し、ポーランド、フィンランド、エストニア、リスアニア、トルコ、ペルシャ等がこれを承認しており、イギリス、イタリー、チェコ、ノルウェー、デンマーク等も予備条約を締結して事実上承認していることを指摘し、日本はこれら欧米諸国とは異つて対ソ国交が樹立されないために、数千の在露日本人が失職し、漁業、林業、通商、交通などが困難に直面していることを述べ、対ソ交渉は躊躇逡巡すればする程日本に不利となることを指摘したものである。さらに意見書は大連、長春両会議においては露国を事実上承認する予備条約の締結は容易であつたが、今後の正式会議ではもはや法律上の承認を与える本条約を締結する他なく、欧米列強の対ソ承認後では唯一の対ソ交渉国という従来の有利な日本の条件を喪失する恐れがあり、日本はこの際すみやかにその態度を決し、対露政策に新生面を展開することが緊急の課題であると結論している。ただヨッフェは日本政府筋および実業界との間に直接の連絡を確立しておいた。[6] この結びつきは、一九二三年秋、山崎東京商業会議所会頭を団長とする日本各地の商業会議所代表団が訪ソして大都市を視察し、カーリニン、チチェリンをはじめとするソ連指導者と会見するチャンスを作つたのであつた。[7]

ヨッフェは健康の回復も思わしくなく、後藤、川上との交渉はなんとか了えて帰国したものの、ソヴェト側もかれに代る人物を極東全権とすべくかねてから人選をすすめていた。代る人物として選ばれたのはカラハンであつた。カラハンは対独ブレスト・リトウスク講和に全権の事務総長を勤め、やがてチチェリンの下で外務人民委員代理となり、東洋関係部門を担当し、中国に対し不平等条約の廃棄、民族解放運動支持等の態度を明らかにした「カラハン宣言」を発し、さらにポーランド公使（一九二〇―二二）を勤めるといつた経歴を持つていた。ヨッフェに劣らぬ大物の起用はソヴェト側の対中、対日交渉への熱意を示すものであつた。カラハンは、途中東方通信記者の質問に答えて、ソヴェト政府は日本との正式交渉の開始を希望しているが、不合理な条約を急いで締結する必要はない、北京到着後直ちに中国とは交渉開始の予定であると語つた。[8]

内田外相は、カラハンの北京赴任が日ソ交渉牽制を意図するものと判断し、日ソ正式交渉は事態の推移を見てからとの意

向であつた。[9] 北京到着後のカラハンの動きは、機会あるごとに中ソ親善と東支鉄道問題の円満解決を口にし、中ソの接近を深めようとしており、[10] 日本の神経を刺激するものであつた。とにかくこうした中ソ接近の傾向とソヴェト政権の国際的地位の強化は政府当局者に早急な機会に対ソ接近を図ることを考慮させ、実業界からのつき上げもこれを促進する作用を果した。関係業者による日露通商促進同盟会、日本商業会議所連合会、ハルピン日本商業会議所等が中心となつて政府、外務省の態度未決定を責め、国交回復を叫んだのである。[11]

ヨッフェが日本を去つて間もなく、加藤友三郎首相は病気のため急死し、山本権兵衛が内閣を組織した。後藤新平は外相として入閣し、自ら日ソ国交回復を行おうとの意図を持つていたが、山本をはじめとする薩摩閥が伊集院彦吉を外相に推したため、内相として閣内に列した。[12] 後藤と同時に犬養毅、田中義一といつた大アジア論者が入閣したこととともに、九月一日に発生した関東大震災という偶発事も日ソ交渉の機運を早めることになつた。

九月一八日、山本兼摂外相（伊集院の外相就任は九月一九日）は芳沢謙吉駐華公使宛訓令を発し、近日中にカラハンと会見すること、その折カラハンから日ソ交渉に関して申し出がある場合には単に聞きおくにとどめること、震災について触れた場合にはソヴェトの示した同情に深く感謝するとともに「レーニン号」について多少の行違があつたことを遺憾とするように命令した。九月一三日ソヴェト政府は被災労働者救済のため汽船「レーニン号」に物資を積載して横浜港に派遣したが、日本はその受入れを拒否し、共産主義宣伝の疑いでその退去を命令したことがあつたのである。

カラハンは九月二二日芳沢を訪問し、日ソ正式交渉について日本側の意向を打診した。さらに十月七日には後藤宛に長文の書簡を送つて日ソ親善を期待すると表明し、同二四日には在北京の日本新聞記者団に正式交渉希望のステートメントを発表した。このステートメント発表の狙いは、英、伊、仏等の親ソ傾向の増大、日本国内における対ソ接近論の活発化、関東大震災後の復興によつて対ソ経済関係が緊密化されることへの期待等を考慮して、震災対策に多忙で他を省みる暇のない日

本政府よりむしろ直接世論に働きかけることを狙つたものであつた。[13] すなわち、当時ソヴェトは、芳沢の他に、後藤、さらに日本世論と三方面に働きかけたことが知られる。

外務省も無為に時を過していたのではなかつた。一九二三年十月一六日から翌年四月一日にわたり、重光葵条約局第一課長、東郷茂徳欧米局第一課長などが参加して「北京会議準備打合会」が定期的に開備され、対ソ政策が研究された。[14] 山本首相自身対ソ積極論を主張すろ海軍の出身であり、閣内における後藤の影響もあつて、対ソ政策を積極的に展開しようとしたことは当然であつた。伊集院外相も対華、対ソ問題処理について種々の計画を持つていたことは東郷課長の回想録により明らかである。[15] しかし山本内閣は震災後諸問題を効果的に処理できなかつたのに加え、摂政宮暗殺未遂のいわゆる虎の門事件によつてわずか三ヵ月で総辞職し、枢密院議長清浦奎吾が内閣を組織した。外相には松井慶四郎が就任した。世論は貴族院を中心とする特権内閣として攻撃を加え、政府は一九二四年一月三一日議会を解散して総選挙を行つたが、政、憲、革のいわゆる護権三派が大勝し、ここに六月十一日加藤高明内閣が誕生し、幣原喜重郎が外相として入閣することになつた。

清浦内閣は「選挙管理」内閣で、短命に終ることが判つていただけに積極的な外交政策は期待できなかつた。しかしソヴェトをめぐる国際情勢は急激な変化を遂げ、一九二四年二月から三月にかけイギリス、イタリー、ノルウェー、オーストリア、ギリシャ、スウェーデンなど列国が次々とソヴェト政府を承認し、[16] 日ソ関係におけるソ連側の比重が増すことが予想された。かつて川上公使が意見書の中で危惧したように日本は列強中対ソ商議を行つているのは日本だけであるという有利な条件を失い、ソヴェト側は対日攻勢に出て来たのであつた。すなわち、二月一二日のソヴェト政府による在ウラジオストック日本総領事職権否認通告、日ソ郵便交換の同月一八日よりの停止、さらに同月二六日のブラスゴエチェンスク市における郡司領事、松井大尉等拘禁問題など、ソヴェト政府の示威行為の現われであつた。[17] それが漁業、通商、森林等シベリア地方に直接利害関係を有する日本に大きな打撃を与えるものであつたことはいうまでもない。特に日ソ漁業問題は、一九二三年

に臨時漁業協定を締結した折創設された小委員会によつて、一九二三年七月一五日から交渉の場が持たれて来たが、ソヴェト側は日本人の漁区使用料を一九一七年に遡つて算定し、その他漁獲規制、租借料値上げ、日本人の内陸水域における漁獲禁止等の問題を提起して来た。[18] 日本側はこれに対抗して尼港事件の損害賠償を持ち出すなど、漁期開始の直前、一九二四年三月末から四月始めに交渉は特に先鋭化したのであつた。四月一日ソヴェトは日本人不参加のまま漁区入札を行い、外務省と農商務省はあわてて譲歩することを決定し、ソヴェト側は日本のため追加入札を認めることになつた。[19]

この間に清浦内閣の松井外相は、次のような訓令を二月と三月に北京の芳沢公使宛に送つている。日ソ交渉再開に関する日本側の意向は未だ回答を発する段階に到つていない。過去数回の交渉不調を考えるとき再開の場合にはその結果に対して十分の成算をもつ必要がある、ソヴェト側は日本に種々の不便（ウラジオストック日本領事館の職権否認、日ソ間郵便交換停止）等を与えソ連を正式承認するよう誘導しているので、このまま放置すると日ソ関係はますます離反するから日本側は速やかに交渉を行い、国交の回復を研究すべきこと、ついては尼港事件の解決および旧条約承認問題とくにポーツマス条約の承認について具体的にソヴェト側の意向をつきとめること（二月二〇日付訓令）、日ソ間には諸種の懸案があるので、イギリスのように即時無条件で承認して懸案解決をあとまわしにすることは国内事情が許さない、正式承認の前提条件は尼港事件に対する陳謝、損害賠償もしくは北樺太その他の資源開発のための長期利権の許与、旧条約における既成事実の不変更、双方の安寧秩序を害するような宣伝や行動の禁止等が正式承認の前提条件となつている。[20]（三月一五日付訓令）

松井構想は従来の外務省守旧派のラインを踏襲するもので、新しい発展が期待できないことは明らかであつた。よつて芳沢公使は、列国協調主義を無視した英、伊の対ソ承認、中ソ国交樹立に対する日本の先制の必要から対ソ承認による日本の実益を考え、そのためには内政取締りのために国内治安法を制定し、カラハンが日本の対ソ承認世論を利用するところから対ソ方針を秘密とし、日本の国論に対ソ強硬態度を保たせる必要があると指摘している。佐藤尚武ポーランド公使はゼノア

会議に林権助と共に出席してから、対ソ観を一変したのであつたが、[21] 三月九日外務省に次のような意見を具申した。それはまず(1)列国協調、(2)尼港事件と北樺太問題、(3)ソヴェト政権の将来に関する意見の不一致、を日本の対ソ承認が遅れた理由として挙げ、(1)はイギリス、イタリーが対ソ承認を行つたことで無意味となつた、(2)は一局地の出来事で要求を固執することは日ソ国交回復を不可能とし、日米間の論争を惹起するから、尼港事件の賠償は断念すべきである、(3)は労農政府が内外の圧力によつて倒壊することは最早望めず、懸案解決を条件に承認する方針はとるべきでなく、実際上の交渉は英ソ関係のその後の経過如何を判断し、承認すべきである、というものである。[22]

このように日本は列国協調路線が維持されなくなつたことを認識しはじめるとともに、日米が移民問題を中心として対立の方向に向いつつあることも知らねばならなかつた。一九二四年四月、日本人の入国禁止条項を含む移民法案が米下院で可決され、日本国民の間には反米気分が濃厚となり、全国で幾百の反米集会が開催された。一方日英関係も対立の気ざしを見せはじめていた。イギリスは一九二三年シンガポールで軍事基地の建設をはじめたが、それは日本には大きな脅威と考えられた。太平洋の情勢が先鋭化し、英米共同の脅威の下に日本は国際舞台の上に何らかの支柱をさがし求めざるを得なかつた。日本の為政者はソ連と協定を締結することは英米に対する日本の立場を強化し、またソ連と経済関係を確立することは日本の対米依存度を減少させることが出来ると考えたのであつた。

以上のような状況の下に、日本政府は、カラハンが五月五日芳沢に正式に日ソ交渉開始を希望したのに対し、五月十二日の閣議で芳沢に権限附与を決定し、山本内閣以来懸案となつていた日ソ正式交渉が行われることになつた。五月一五日から北京において、芳沢・カラハン両全権の間で交渉が再開されたが、それは総選挙において護権三派の大勝が報ぜられた（五月一三日）のと殆んど期を一にしていた。従つて芳沢・カラハン会談は六月七日に成立した加藤高明内閣の幣原外相の下が行われることになつた。しかし幣原外相就任前の五月一五日正式交渉開始に際し、カラハンはまず従来からの日本側主張の

諸条件およびソヴェト側の一般的見解を考量し、協約案を作成し提出した。カラハンは特に北樺太からの撤兵を強調し、五月一六日の会談では期限二週間を主張した。[23] この点に関し、日本陸軍は同月二四日外務省に意見を提出し、撤兵期日は陸軍が自主的に決定すること、所要期間は少なくとも三ヵ月を要すること、本年内に撤兵する場合には遅くとも七月中旬までにこれを決定するを要することを述べ、合せて日ソ交渉に関する希望条項を附言している。それによると(1)尼港事件に対するソヴェト側の片務的責任承認とその代償としての北樺太利権の提供、(2)撤兵は尼港問題解決後にこれを声明、実施する、(3)樺太、カムチャッカで第三国に土地を譲渡せず、また軍事施設に利用される恐れのある利権租借は許与しない、等と記されている。[24] 五月二七日松井外相はこの陸軍の要求に沿い、右の第三点についてソヴェト側にこれを確約させるよう芳沢宛に訓令している。[25] このような外務省の対ソ政策は強硬な点において陸軍の意見と相通じるものがあり、交渉の任に当る芳沢公使の意見とは異るものであつた。ために芳沢は全権の更迭又は一時帰朝を申請するが、容れられなかつた。[26]

撤兵期限で対立し、日ソ交渉は一時停頓するが、東京朝日新聞は日本政府の態度が従来の経過を無視した強硬なもので、このままカラハンに要求しても交渉決裂の外なく「結局纏らないことを見越して殊更に強硬態度をとるにいたつたものではないかと観測するむきもある」（五月三〇日）と伝え、同日、国民新聞も交渉は成否の岐れ目であり撤兵期についても政府は「飽迄体面を重んずることに努め特に陸軍側が可成強硬の態度を以て政府の決定に容喙しているらしい」と報じている。

一方海軍省の意見は、交渉が成立し、油田炭田その他の利権問題が解決し、将来の経営上不安がなければ海軍の関する限り撤兵に異存はない、その所要期間は夏季約一ヵ月、秋季一ヵ月半と具体的に撤兵可能説を取り、陸軍省と異つて北樺太の石油利権を重視する考え方を示していた。[27]

さて出先芳沢公使と本省の意見が喰い違いを見せたまま、加藤高明内閣の成立（六月一一日）によつて外相は松井から幣原へ代る。加藤・幣原のコンビは国際情勢の変化をより現実的に理解し、交渉は日ソ国交回復すなわちソヴェトの正式承認

を主眼とし、それに伴つて経済上の懸案を有利に解決しようとしていた。そこで両者は根気を以つて交渉すること、日本側要求を整理することを決定した。日本が官民諸方面から出された要求全てを並べたてて交渉することは、恐喝の一種になることを恐れたからであつた。[28] そして本人のかねてからの希望もあり幣原新外相は芳沢に一時帰朝を命じ協議し、芳沢は政府の委託で北樺太の油田の分布とその状況を視察するために専門家を引きつれ自ら北樺太に赴いたのであつた。[29]

七月二四日の閣議では対ソ方針が決定され、滞京中の芳沢公使に訓令された。[30] その内容は撤兵期間は一ヵ月半に短縮し得ること、一一月以降は撤兵が困難であるから遅くとも九月中旬までに条約を発動させなければ本年中の撤兵は不可能であること等で、陸軍側意見が後退して海軍案に近いと見られる意見が取り入れられたことは注目に値する。[31] 八月四日から交渉は再開されたが、撤兵問題と利権問題で難航し、両者が一致点に達するのは翌一九二五年一月に至る。この間の個々の応接は承認問題に直接関係がないので省略するが、陸軍が撤兵問題を介して会議の経過を左右し、海軍は北樺太石油利権をめぐつて交渉の進展に大きな影響を与えたのであつた。日本の政策の動揺をカラハンは看破し、孫文に宛て次のように書いている。

「日本は不決断と動揺を示している。一面日本はその要求を引下げることを望まないが、他面断乎としてこれを要求することを恐れている。何となれば彼らはこの場合商議の決裂すべきことを知つているからである。だから常に決定的瞬間を延期することによつて商議を引延ばすことを好む。確かに近視眼的政策に相違ない。何となれば情況は毎日日本でなくてソヴェト側に有利に展開するからである。[32]」

カラハンは加藤首相がかつて在野当時貴族院で行つた北樺太撤兵論を引合に出し、「貴政府の首相はかつて北樺太から無条件に撤兵せよと主張したのであるから、これを実行して誠意を示してはどうか」と主張した。[33] 第四九議会において反対党も同様の質問を行い、カラハンに益々無条件撤兵を期待させることになつた。

しかしイギリスにおいて保守党内閣が成立したことは、労働党内閣当時に成立した英露協定を破棄される恐れがあつた

し、[34] アメリカにおいて国務長官ヒューズが引退して、より反ソ的な国務長官が選任されるという風説は、ソヴェトをして日ソ交渉妥結を急がせることとなつた。[35]

このようにして一九二五年一月二〇日、北京において芳沢・カラハン間に「日本・ソヴェト共和国聯邦間の関係を律する基本的法律に関する条約」（いわゆる日ソ基本条約）が調印されるに至つた。同条約は第一条において両国の国交回復に関し両国間に外交領事関係の確立されるべきを約し、第二条は旧条約中最も重要な条約であるポーツマス条約のみ効力を持続させ、他の帝政時代の旧条約、協約、協定または改定は廃棄されるものとし、第三条は一九〇七年の漁業協約の改定を約しそれが成立するまでは漁区の貸下げに関しては一九二四年に確立された実行方法を維持することを取決めた。以上の三ヵ条は de jure の相互的承認を意味するものであつた。他の懸案については、(1)尼港事件は、ソヴェト政府が附属公文書で遺憾の意を表明し、日本は北樺太から一九二五年五月一五日までに撤兵を完了する、(2)北樺太利権問題は、石油については、油田面積の五〇%を日本に供与して報償は総産額の五ないし一五%とし、石炭については、ドウエ炭鉱を含む特定地域を供与して報償は五ないし八%とし、利権の存続期間は両者とも四〇年から五〇年とする、(3)債権および請求権は、将来に保留するが、その解決については、日本は最恵国待遇を保障される、(4)通商航海条約については最恵国待遇を認める、(5)相互の宣伝は禁止する等附属議定書で定めたのであつた。[36]

本条約成立とそれに伴う日ソ国交回復に対する両当事国および列国の世論はどうであつたろうか。日本の新聞は全て国交樹立の成功を祝したが特に承認問題に触れたものを拾うと、時事新報は、日ソ国交回復は「之を露国側から観察すれば、現在世界の大国中労農露国を承認せざるものは米国と日本のみであつたが、今度日本の承認によつて残るは米国のみとなつた。此（ママ）ことは赤露が米国の承認を受くる為に重大な基礎を作つたものと云へる……」[37]（一月二二日付）と書き、東京日日新聞はアメリカの対ソ承認に先鞭をつけた世界的意義を論じている[38]（一月二三日付）。ソヴェト側ではイズヴェスチヤは「日ソ条

約は世界外交上に新時代を展開しようとするもので将来国際外交上の舞台において極めて重大な原動力となるであろう」と述べた。[39]

他方クーリッジ米大統領は、日ソ条約にあまり意義を認めず、アメリカの対ソ政策も不変であると述べ、アメリカ政府も日本のソヴェト承認はアメリカの排日法によつて日本の政治家がアジアに目を転じた機会をソヴェトが旨く利用したことによるとの見解を発表した。[40] イギリスのテレグラフ紙は、日本がシベリアに利権を開発すればその成果は恐るべきものがあり、将来これが政治的協商によつて補われるときは、極東、ことに中国における勢力均衡に著しい変化をもたらすであろうとして、日ソ両国が近い将来中国におけるモンロー主義の双軸になるであろうと述べ、[41] フランスのエコ・ド・パリ紙は、日英同盟廃止、シンガポール要塞拡張、米排日法などが日ソの接近を促したとし、日本は過激思想宣伝を禁止し、モスクワを敬遠するであろうから、この点で米、英、仏の施策の余地があると誌していた。[42] 以上に見られるように米、英、仏などの日ソ国交回復への反応が、日・中・ソまたは日・中・ソ・独同盟の形成とこれによる米英対抗といつた点から把握されたことは注目に値する。

ともあれ、日本は上述の経過を経て国交断絶以来七年目にしてソヴェトを正式に承認し国交回復をなし遂げたのであつた。

（1）前掲クタコフ六二頁。
（2）時事新報大正一三年六月三日号。
（3）前掲クタコフ六三頁。
（4）前掲『日ソ交渉史』七四―七六頁。
（5）前掲クタコフ六八頁。
（6）前掲『太平洋戦争への道』第一巻二三八―二三九頁。

(7) 前掲クタコフ六九頁。
(8)、(9) 前掲『太平洋戦争への道』第一巻二三八頁。
(10) Pollard, op. cit., pp. 179~184.
(11) 前掲『太平洋戦争への道』第一巻二三九―二四〇頁。
(12) 前掲鶴見『帝都復興篇』一〇四―一〇五頁。
(13) 小林幸男「日本・対ソ外交政策決定過程論序説(1)芳沢・カラハン会談開幕の経過」(近畿大学『法学』八巻三・四合併号、昭和三五年所収)。
(14) 小林幸男「日本の対ソ承認と経済問題―外交と経済との関連性について」(『日本国際政治学会篇『日露・日ソ関係の展開』昭和四一年所収)。
(15) 東郷茂徳『時代の一面―大戦外交の手記』(昭和二七年改造社)三六頁。
(16) 一九二四年末現在の承認国名と承認年月を次にかかげる。

アフガニスタン	一九二一・二
オーストリア	一九二四・二
中　国	一九二四・三
デンマーク	一九二四・六
エストニア	一九二〇・二
フィンランド	一九二〇・一〇
フランス	一九二四・一〇
ドイツ	一九二二・四
イギリス	一九二四・二
ギリシャ	一九二四・三
イタリー	一九二四・二
ラトヴィア	一九二〇・八
リスアニア	一九二〇・六
メキシコ	一九二四・八
モンゴリア	一九二二・一一
ノルウェー	一九二四・二
ペルシャ	一九二二・二

ポーランド　一九二〇・一〇
スウェーデン　一九二四・三
トルコ　一九二一・三

(Frederick L. Schuman, American Policy Toward Russia since 1917, London, 1928, p. 351)

(17) 前掲小林論文「日本・対ソ外交政策決定過程論序説」。
(18) 前掲クタコフ七二頁。
(19) 同右書七三頁。
(20) 前掲小林論文「日本・対ソ外交政策決定過程論序説」。
(21) 佐藤尚武『回顧八十年』（昭和三八年　時事通信社）一六二頁。
(22) 前掲小林論文「日本・対ソ外交政策決定過程論序説」。
(23) 前掲『日ソ交渉史』八五頁。
(24)、(25) 小林幸男「日ソ交渉過程における軍部の意見―芳沢・カラハン会議を中心として」（『近代史研究』第五号所収）。
(26) 前掲小林論文「日本・対ソ外交政策決定過程論序説」。
(27) 前掲小林論文「日ソ交渉過程における軍部の意見」。
(28) 伊藤正徳『加藤高明』下巻（昭和四年　加藤伯伝記編纂委員会）六一〇―六一一頁。幣原平和財団『幣原喜重郎』（昭和三〇年　幣原平和財団）三一四頁。
(29) 芳沢謙吉『外交六十年』（昭和三三年　自由アジア社）七五―七七頁。
(30) 前掲『日本外交年表竝主要文書』下巻一八頁。
(31) 前掲小林論文「日ソ交渉過程における軍部の意見」。
(32) Fischer, op. cit., II, p. 557.
(33) 前掲伊藤六一三頁、ソ連科学アカデミー東洋研究所編、山本正美・小野義彦訳『日本現代史』（昭和三四年　河出書房新社）四八頁。
(34) 前掲鹿島四一二頁。
(35) 同右書四一一―四一三頁。
(36) 条約全文は前掲『日本外交年表竝主要文書』下巻六三―六八頁。
(37) 時事新報大正一四年一月二一日号。
(38) 東京日日新聞大正一四年一月二三日号。

(39) 前掲鹿島四一七頁。
(40) 前掲『太平洋戦争への道』二五八頁。
(41)、(42) B. Nicolaevsky, *Russia, Japan and the Pan Asiatic Movement to 1925* (The Far Eastern Quarterly vol. VIII No. 3, May 1949)

むすび

日本はソヴェトを承認したが、それは日本にとつてどのような意味があつたのであろうか。

第一に経済的には極めてプラスになつたことが指摘できよう。日ソ基本条約につづいて締結された「石炭及石油に関する北樺太日ソ利権協約」（一九二五・一二・一四）[1]は、日本企業の進出を容易にし、翌一九二六年六月には北樺太石油会社が設立され活動するなど、石油、石炭から沿海州の森林利権へと両国間の協約に基く企業活動は年を追うごとに活況を見せて行つた。漁業についても一九二五年一二月二二日からモスクワにおいて日ソ漁業協約改定会議が開催され、一九二八年一月日ソ漁業条約の調印となつて結実したのである。交渉の期間中日本は軍艦の保護の下に極東水域において魚類やカニの漁獲を行い問題を惹起することもあつたが、漁業条約調印以後ソヴェト沿岸の漁業活動は帝政時代と同じように安定した基礎を与えられることになつた。[2]

第二に政治的には後藤新平が期待したような効果は挙げられなかつたといえよう。日本の政治指導者の共産主義に対する恐怖感は、日ソ基本条約調印直後（二月一九日）政府の治安維持法案の衆議院提出、四月二二日の同法公布となつて現われた。[3]また指導者内における対ソ不信感も抜き難いものがあり、日本に対するソヴェトの中立条約提議[4]（一九二六・八）、同不可侵条約提議（一九二七・五）は日・中・ソ三国提携を説く後藤構想には合致するものであつたが、[5]日本政府としては消極的な反応を示すに過ぎなかつた。[6]一九二七年一二月自ら訪ソした後藤はスターリンと会談し、日・中・ソ構想がその折取り上

げられたがそれを成立させるには、日本の政情がこれを許さなかつた。

しかし、日本の対ソ承認は、上記のような諸側面を結果として持つていたが、一九二〇年代の後半に戦前における日ソ関係において最も紛争が少く、安定した一時期をもたらしたことは事実である。

（1）前掲『日本外交年表竝主要文書』下巻二九頁。
（2）細谷千博「日露・日ソ関係の史的展開」（日本国際政治学会編『日露・日ソ関係の展開』昭和四一年所収）。
（3）大畑篤四郎『国際環境と日本外交』（昭和四一年）二三五頁。
（4）前掲クタコフ一一三―一一七頁。
（5）同右一二六―一三四頁。
（6）前掲細谷論文「日露・日ソ関係の史的展開一」。